

市町村合併に伴う水道事業統合の手引

平成16年1月

社団法人 日本水道協会

はじめに

我が国の水道事業は普及率が96%を超え、成熟段階に入ってきている一方で、施設の更新、水道水質の向上、災害対策、効率的な経営・運営のあり方、関係者のパートナーシップ形成等の新たな問題に対処することが緊急の課題になりつつある。

そこで、財政的な基盤や技術的な基盤が不安定な水道事業者が多い現状において、水道の広域化・統合化は水道事業運営の安定化に有効な手段の一つであり、平成14年度からは、水道法の改正により水道事業の統合手続きの簡素化が図られた。

また、市町村合併の特例に関する法律により、全国各地で市町村合併が活発に検討されており、水道事業においても市町村合併と併せ速やかに事業統合を行うことが望ましいことから、各水道事業者が各地域の状況に応じた広域化・統合化計画の検討・策定に当たり、参考にできる手引書を整備することとなった。

本手引書は、厚生労働省水道課の依頼を受け日本水道協会内に「水道広域化及び統合化推進調査委員会」を設置して検討した結果を取りまとめ、作成したものである。

平成16年1月

水道広域化及び統合化推進調査委員会
委員名簿

(順不同・敬称略)

委員長	東京大学名誉教授	藤田賢二
委員	作新学院大学教授	太田正
〃	北海道大学助教授	船水尚行
〃	新潟市水道局技術部長	永沢八洲明
〃	全国簡易水道協議会 (静岡県環境森林部水利用室主幹兼水道環境係長)	渡辺吉行
〃	(株)日水コン常務取締役水道本部長	岡本力
〃	(株)東京設計事務所取締役東京支社次長	金子磨古刀
〃	日本上下水道設計(株)水道事業本部設計部長	戸來伸一
事務局((社)日本水道協会)		北原健次
〃		渡辺進
〃		富岡透
〃		山崎千秋

目 次

1. 目的	1
2. 市町村合併と水道事業統合の状況	2
2-1. 市町村合併の状況	2
2-2. 水道事業統合の状況	6
3. 市町村合併に当たっての水道事業での検討事項	9
4. 市町村合併における水道事業の課題及び対応例	13
5. 事業統合によるメリット	21
6. 事業認可等手続き	25
6-1. 市町村合併に伴う事業認可等手続き	25
6-2. 事業認可手続きの連絡	26
6-3. 事業の全部譲り受けを行う場合	27
6-4. 新たな水道事業を創設する場合	28
6-5. 水道用水供給事業の給水対象が市町村合併した場合	29
7. 財政措置	30
7-1. 合併推進のための財政措置	30
7-2. 水道関係補助金についての緩和措置	31
7-3. 公営企業に係る合併特例事業	32
7-4. 合併推進のための県の財政措置	33
7-5. 簡易水道事業の法適化推進のための財政措置	34
資料編	35
資料 - 1. 事業統合事例	37
資料 1-1. 新潟市の事例	37
資料 1-2. 静岡市の事例	41
資料 1-3. 東かがわ市の事例	45
資料 - 2. 合併市町村へのアンケート調査結果の概要	50

1 . 目的

この手引書は、合併関係市町村が水道事業を統合(事業統合)する際の参考となるよう、統合に当たっての課題、対応策、メリットなど必要な情報を取りまとめ、提供を行うものである。

(1)手引書作成の背景と目的

- 現在、「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」により、全国各地で市町村合併が活発に検討されており、水道事業においても市町村合併と併せる等して、速やかに事業統合(経営のみの統合を含む)を行うことが望ましい。
- 市町村合併に伴い事業統合されることにより、経営基盤の強化が図られ、水源の確保や水運用の効率化、維持管理体制の強化等のメリットが期待される。
- 一方、事業統合に当たっては、水道料金をはじめとするサービス格差是正、事業運営の仕方などの課題を解決する必要がある。
- 本書は、市町村合併に伴う事業統合の課題、対応策、メリット等を取りまとめ、関係水道事業者、事業統合を検討するうえでの必要な情報提供を行うことにより、水道事業者による事業統合計画策定を支援する目的で作成するものである。

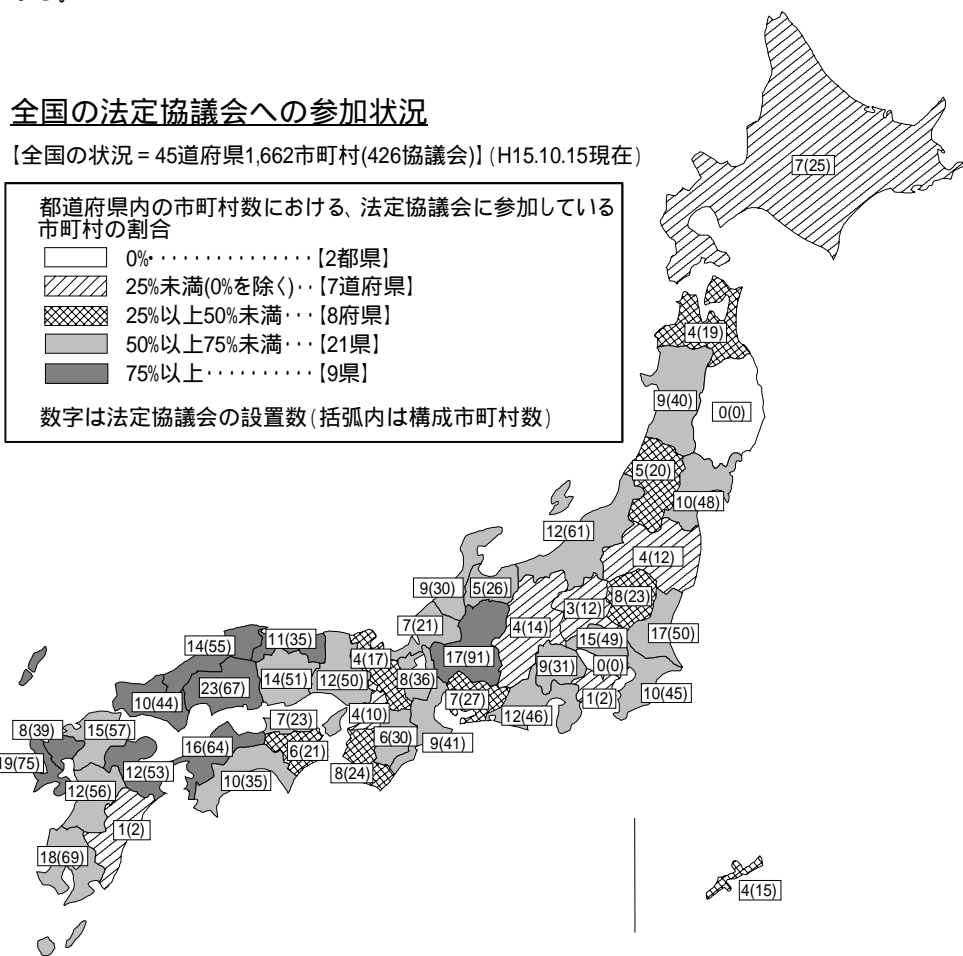
2. 市町村合併と水道事業統合の状況

2 - 1. 市町村合併の状況

平成元年度以降では、38件(平成15年10月末現在)の市町村合併が行われており、合併特例法の適用期限である平成16年度末までに、全国で多数の市町村合併が行われる見通しである。

(1)平成元年度以降の市町村合併の状況

- 表2-1に、平成元年度以降の市町村合併の状況を示す。平成11年7月の「市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)」改正後は、28件(平成15年10月末現在)の市町村合併が行われた。
- 現在、合併特例法により、市町村合併が推進されており、平成15年10月1日現在では、法定協議会421(1,652市町村)、任意協議会139(500市町村)、研究会等その他182(411市町村)が設置(予定含む)されており、設置数の合計は、742(2,563市町村)となっている。これは全市町村数(3,181)の80.6%に相当する。合併特例法の適用期限である平成17年3月31日までに、全国で多数の市町村合併が行われる見通しである。



出典)総務省 HP より作成

図2 - 1. 全国の法定協議会への参加状況

表2 - 1 . 平成元年度以降の合併状況

(平成 15 年 10 月末現在)

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村名	合併形態
H3.2.1	熊本県	熊本市	熊本市、北部町、河内町、飽田町、天明町	編入
H3.4.1	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設
H3.5.1	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入
H4.3.3	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入
H4.4.1	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入
H5.7.1	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入
H6.11.1	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設
H7.9.1	茨城県	鹿嶋市	鹿島町、大野村	編入
	東京都	あきる野市	秋川市、五日市市	新設
H11.4.1	兵庫県	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設
H13.1.1	新潟県	新潟市	新潟市、黒埼町	編入
H13.1.21	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設
H13.4.1	茨城県	潮来市	潮来町、牛堀町	編入
H13.5.1	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設
H13.11.15	岩手県	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入
H14.4.1	香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設
	沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村	新設
H14.11.1	茨城県	つくば市	つくば市、荃崎町	編入
H15.2.3	広島県	福山市	福山市、内海町、新市町	編入
H15.3.1	山梨県	南部町	南部町、富沢町	新設
	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入
H15.4.1	宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	新設
	群馬県	神流町	万場町、中里村	新設
	山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	新設
	岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設
	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設
	広島県	呉市	呉市、下蒲刈町	編入
	広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町	新設
	香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設
	愛媛県	新居浜市	新居浜市、別子山村	編入
	福岡県	宗像市	宗像市、玄海町	新設
	熊本県	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	新設
H15.4.21	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設
H15.5.1	岐阜県	瑞穂市	穂積町、巢南町	新設
H15.6.6	千葉県	野田市	野田市、関宿町	編入
H15.7.7	新潟県	新発田市	新発田市、豊浦町	編入
H15.8.20	愛知県	田原市	田原町、赤羽根町	編入
H15.9.1	長野県	千曲市	更埴市、上山田町、戸倉町	新設

注)新設は既存の市町村を廃止し合併市町村を新たに設置するもの。編入は大きな市に吸収されるもの。

出典)総務省 HP

(2)市町村合併とは

市町村合併の必要性・メリット

- 市町村合併の必要性として、次のことが指摘されている。
 - ア) 地方分権の推進：
行財政基盤の強化、自己責任、創意工夫による行政運営を推進
 - イ) 高齢化社会への対応：財政とマンパワー確保
 - ウ) 多様化する住民ニーズへの対応：
専門的・高度な能力を有する職員の育成・確保
 - エ) 生活圏の広域化への対応：広い観点から一体的なまちづくりを進める
 - オ) 効率性の向上：効率的な行政運営
- 一般的には、市町村合併によって、次のようなことが期待されている。
 - ア) 高齢者などへの福祉サービスが安定的に提供でき、その充実も図ることができる。
 - イ) 保健、土木などの専門的・高度な能力を有する職員を確保・育成することができ、行政サービスの向上が期待できる。
 - ウ) 窓口サービスや文化施設、スポーツ施設などの公共施設の広範な利用が可能になる。
 - エ) 広域的な観点から、道路や市街地の整備、文化施設、スポーツ施設などの整備を効率よく実施することができ、一体的なまちづくりを進められる。
 - オ) 重点的な投資が可能になり、目玉となる大型プロジェクトを実施できる。
 - カ) 行政経費が節約され、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能となる。
 - キ) 地域のイメージアップにつながり、若者の定着や職場の確保が期待できる。
- 水道事業に関しては、合併強化された行財政基盤の下で新しい合併市町村のビジョンである「市町村建設計画」^{注1)}に基づき、地域全体の広域的な観点から、計画的で一体的な施設整備をより効率的かつ効果的に進めることができる。また、水資源問題など広域的な調整、取り組み等を必要とする課題に関する施策を有効に展開できる。

注1) p.30の「注6)市町村建設計画」を参照。

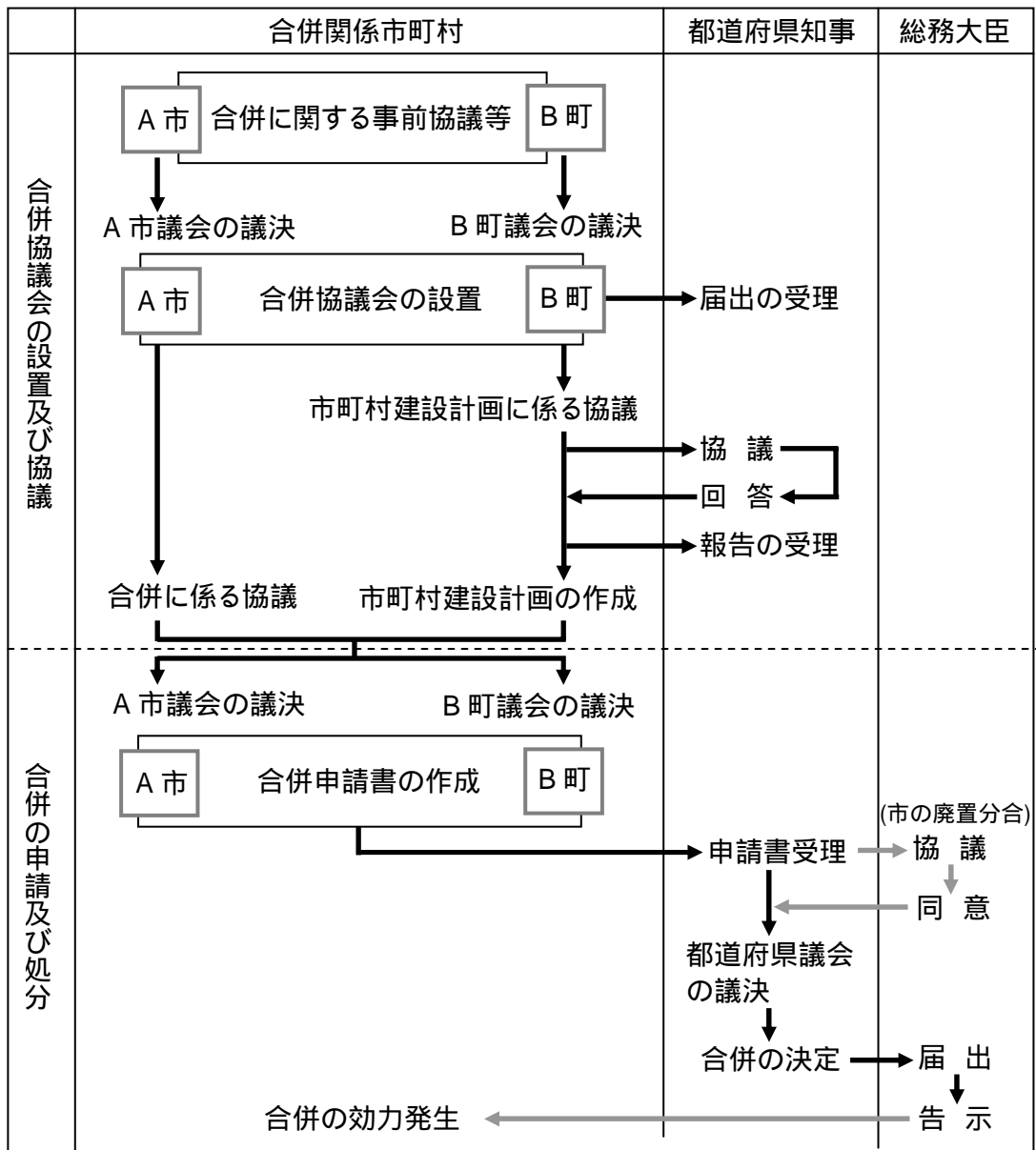
合併特例法に基づく特例

- 合併特例法等に基づく各種優遇措置は、平成17年3月末までに合併した市町村に適用される。
- 主な特例は、市となるべき要件の特例、議員の定数、退職年金に関する在任期間の特例、地方交付税の額の算定、合併特例債の発行など多岐にわたる。
【「7.財政措置」を参照】

市町村合併の手続きの概要

- 市町村合併には、図2-2のような一連の手続きが必要となる。
 - ア) 関係市町村がそれぞれ地方自治法252条-2に基づく合併協議会を設置
 - イ) 合併の協議の成立(市町村建設計画策定や協定事項の合意など)

- ウ) 関係市町村議会で合併を議決
- エ) 都道府県知事に合併を申請
- オ) 都道府県議会で合併を議決
- カ) 知事から総務大臣への届出
- キ) 大臣告示



出典)総務省 HP

図2 - 2 . 市町村合併の手続き

2 - 2 . 水道事業統合の状況

- 1 . 平成元年度以降行われた市町村合併 34 件のうち、市町村合併に関わらず既に水道事業が広域化されていたものが 6 件あり、これを除く 28 件のうち、何らかの形で事業統合を行ったものが 14 件、合併前と同じ形態のままであるものが 14 件である。
(H15 年 5 月末現在)
- 2 . 合併時に簡易水道の上水道への事業統合を見送っている事例が多い。

(1)市町村合併に伴う水道事業統合の状況

- 平成 11 年 7 月の合併特例法改正以前(表 2-2 では、篠山市まで)の合併では、鹿嶋市を除いて上水道は 1 市 1 事業となっている。合併特例法の適用以降は、合併当初は上水道の事業統合を実施しないで独立して存続するケースがみられる。
- 料金格差が大きい場合や、上水道と簡易水道のように事業形態が異なる場合など、事業統合や料金の均一化ができない事情がある場合には、数年間は旧市町村ごとの事業・水道料金をそのまま維持し、その後できるだけ早い時期に統一料金を目指すなどの調整を実施している。
- 簡易水道の上水道への事業統合を見送っている事例が多い。この理由として、地形上の問題、事業会計(地方公営企業法の適用・非適用)の問題、簡易水道が国や県の支援が手厚いこと(国庫補助、県費補助)などがある。

表2 - 2 . 市町村合併に伴う水道事業統合の状況(平成元年度～平成15年度)

合併年月日	都道府県名	新市町村名	合併関係市町村	合併形態	事業統合のパターン ¹	手続き ²	備考
H3.2.1	熊本県	熊本市	熊本市、北部町、河内町、飽田町、天明町	編入		変	5上水はH3年度統合、その後H7年度に残りの1簡水も統合
H3.4.1	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村	新設		変	平成5年3月31日 3市町村の変更認可
H3.5.1	静岡県	浜松市	浜松市、可美村	編入	-	その他	S37年変更認可で可美村は浜松市の給水区域となっていた
H4.3.3	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村	編入		変	平成7年3月 変更認可
H4.4.1	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村	編入		変	平成5年12月17日 盛岡市が都南村の2上水、3簡水を統合
H5.7.1	長野県	飯田市	飯田市、上郷町	編入	-	その他	水道事業は市町村合併前から既に一部事務組合として一つだった
H6.11.1	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市	新設		創	平成10年4月1日 創設認可
H7.9.1	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村	編入		独	旧鹿島上水と旧大野村簡水(現在は上水)が存続。
	東京都	あきる野市	秋川市、五日市市	新設	-	その他	合併前から都水道事業の給水区域
H11.4.1	兵庫県	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町	新設		創	平成12年3月31日 篠山町の水道事業が1上水、2簡水を統合 1上水、5簡水
H13.1.1	新潟県	新潟市	新潟市、黒埼町	編入		変	合併当初は新潟市水道事業、黒埼地区水道事業が存続。 H13年3月に黒埼浄水場を廃止し変更認可で統合。
H13.1.21	東京都	西東京市	田無市、保谷市	新設	-	その他	合併前から都水道事業の給水区域
H13.4.1	茨城県	潮来市	潮来町、牛堀町	編入		独	2上水は統合予定
H13.5.1	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市	新設	-	その他	創設認可 旧埼玉県南水道企業団の給水区域
H13.11.15	岩手県	大船渡市	大船渡市、三陸町	編入		独	地形上の問題
H14.4.1	香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町	新設		譲	平成15年4月28日付け、さぬき市が旧町の水道事業を全部譲り受け
	沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村	新設		創	平成14年4月1日 創設認可
H14.11.1	茨城県	つくば市	つくば市、荃崎町	編入	-	その他	平成14年11月1日 創設認可、旧筑南水道企業団の給水区域
H15.2.3	広島県	福山市	福山市、内海町、新市町	編入		譲	福山市水道事業が1上水+1簡水を全部譲り受け。
H15.3.1	山梨県	南部町	南部町、富沢町	新設		独	簡水のみ。
	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村	編入		独	1上水はそのまま存続、6簡水は存続(事業会計のみ統合)
H15.4.1	宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町	新設		創	3上水を統合 創設認可
	群馬県	神流町	万場町、中里村	新設		独	9簡水はそれぞれ独立して存続。
	山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町	新設		独	2上水はそれぞれ独立して存続。
	岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町	新設		独	2上水、6簡水はそれぞれ独立して存続。
	静岡県	静岡市	静岡市、清水市	新設		創	2上水、4簡水を統合 創設認可
	広島県	呉市	呉市、下蒲刈町	編入		独	1上水、1簡水はそれぞれ独立して存続。
	広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町	新設		独	5簡水はそれぞれ独立して存続。
	香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町	新設		創	3上水を統合 創設認可
	愛媛県	新居浜市	新居浜市、別子山村	編入		独	1上水はそのまま存続。別子山村に水道事業無し。
	福岡県	宗像市	宗像市、玄海町	新設		独	2上水、1簡水はそれぞれ存続。2年後統合予定。
	熊本県	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村	新設		変	1上水はそのまま存続、8簡水は5簡水に統合
	H15.4.21	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町	新設		独
H15.5.1	岐阜県	瑞穂市	穂積町、巢南町	新設		独	2上水はそれぞれ独立して存続。

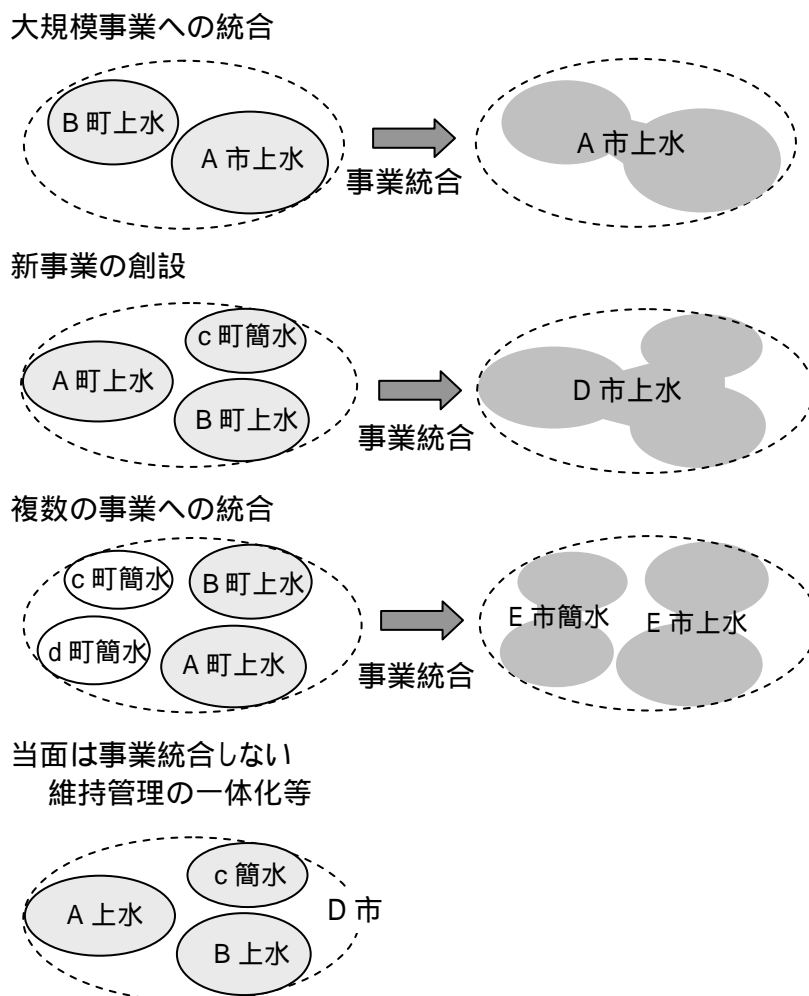
1 図2-3の合併時の水道事業統合パターン ~ による区分

2 創:合併に伴う創設認可 変:合併に伴う変更認可 譲:合併に伴う全部譲り受け

独:市町村は合併したが、水道事業は独立して存続 その他:合併前に広域化されていた(都道府県営水道、企業団等)

(2)合併に伴う水道事業統合のパターン

- 基本的には、市町村合併と併せて水道事業を1事業に統合し、水道料金の統一を図ることが適当であるが、料金格差、事業形態の違いなどの事情により様々な形態がとられている。
- 事業統合は大別すると、大規模事業への統合、新たな水道事業の創設、複数の事業への統合の3パターンがあり、当面は事業統合しない場合を含めて図2-3のように区分できる。
- 当面は事業統合しない場合でも、将来の統合を視野に、維持管理の一体化等の取り組みを行っている場合が多い。



注) において、簡易水道は当面は存続とし、維持管理の一体化等を行っているケースも多い。

図2 - 3 . 合併に伴う水道事業統合のパターン

3. 市町村合併に当たっての水道事業での検討事項

1. 市町村合併後の水道事業の運営について、合併協議会において検討する。
2. 市町村合併を行う場合、市町村合併後の水道事業の運営方針(事業統合(経営のみの統合を含む)、簡易水道の取扱い等)を検討する。
3. 水道事業の統合を行う場合、検討事項は多岐にわたるが、料金等に関連する事項、給水工事に関連する事項など住民と直結する事項の検討が急がれる。また、合併後の水道整備の事業概要や事業費を、市町村建設計画に記載する必要がある。
4. 市町村合併後の水道事業がどうなるのか、住民に対しての広報活動が必要になる。

(1) 検討体制

- 水道事業は、住民生活にとって不可欠な生活基盤であり、合併後の水道事業の運営について慎重に検討し、円滑な事業統合に向け調整することが適当である。
- 市町村合併後の水道事業の運営方針や、水道料金、水道事務事業の取扱いに関する調整は、合併協議会を設立して協議する。
- 水道に係る具体的な検討は、下部組織である専門部会(上水道部会等、課長クラスで構成)で行い、必要に応じて水道分科会(係長クラスで構成)を設ける。これらでの検討結果を、合併協議会等で審議する。
- 水道の専門部会では、市町村建設計画に示す水道の将来構想・事業計画について検討する。また、水道料金、手数料の取扱い、各種事務事業の取扱い、組織体制等、水道事業の取扱いに関する検討をする。
- 市町村合併前に、新市での水道事業の将来計画を策定し、事業統合の手続きを行う。しかし、合併までの限られた時間の中では、水道料金等の住民生活に直接的に影響する事務事業の取扱いの調整にとどまるケースも想定されるが、この場合においても、合併後に水道事業の将来構想、事業運営の指針となる基本計画(マスタープラン)を策定する。

(2) 水道事業運営方針の検討

事業統合について

- 市町村合併後の水道事業の運営形態は、財政基盤や技術基盤を確保・強化し、住民への給水サービスの向上を図っていくために、地域の実情に合った最適な方策とすることが重要である。
- 市町村合併後の住民サービスの公平性を確保する観点からも、市町村合併と併せて速やかに水道事業の統合及び水道料金の統一を行うことが望ましい。
- 水道事業の統合には、施設を一体化する統合と、経営のみを一体化する統合がある。施設の一体化がコスト等の面から必ずしも合理的でない場合には、経営の一体化から進めるのも選択肢の一つである。
- やむを得ず、市町村合併に併せて水道事業の統合が困難な場合は、当面は市町村の合併を優先し、まず、給水サービスの平準化や維持管理の一体化等を進め、数年先を目標として水道事業を統合する選択肢もある。(図 3-1 を参照)

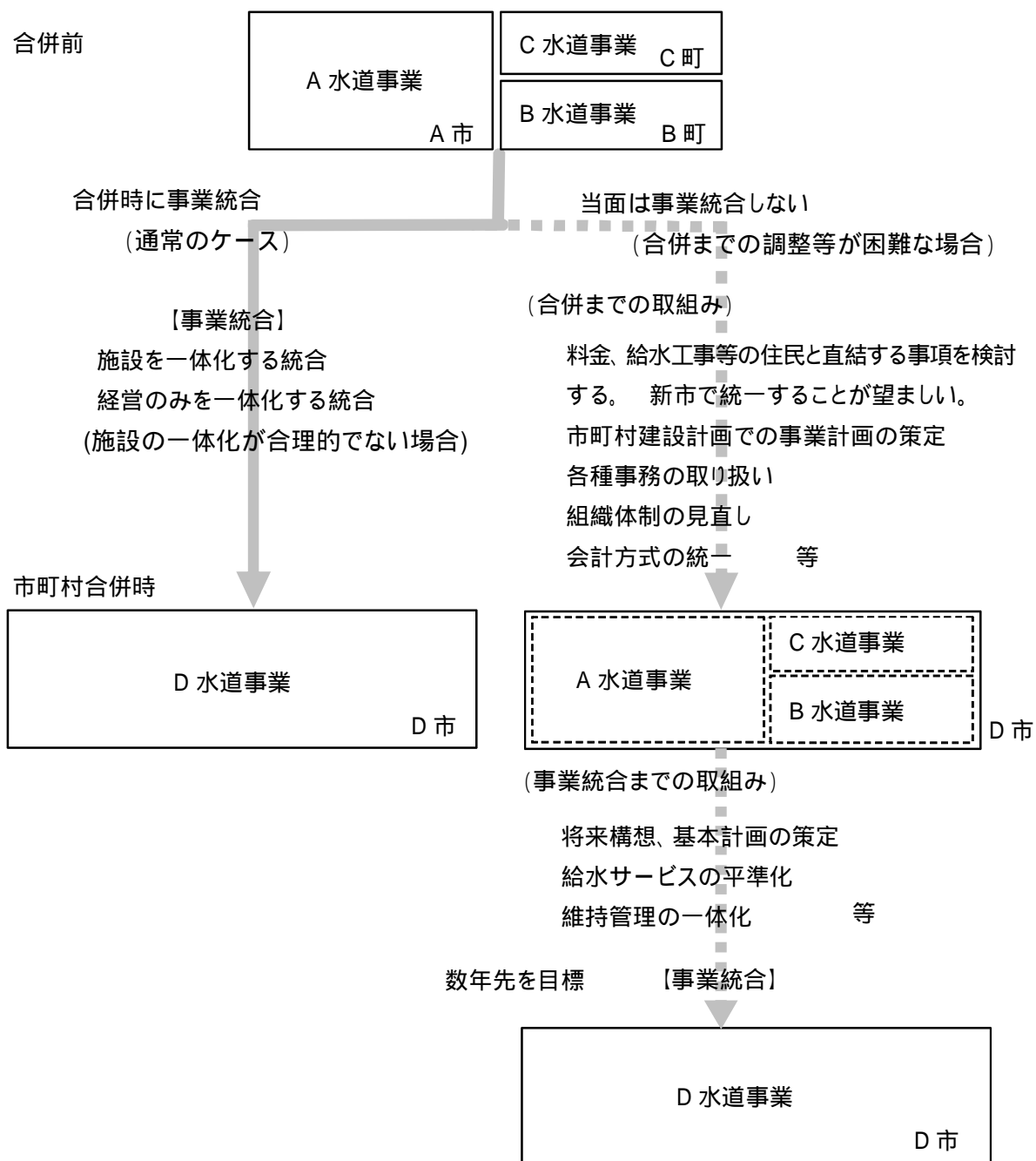


図3 - 1 . 市町村合併に伴う水道事業統合

簡易水道の取扱い

- 簡易水道事業は、山間部に点在するなど地形条件から施設の一体化を伴う事業統合が困難な場合や、不採算事業のため一般会計からの補てんがなければ運営できない場合が多い。
- このように、上水道と簡易水道の事業統合ができない場合でも、上水道と簡易水道を一体的に管理すれば管理コストを削減することができるとともに、簡易水道の維持管理水準の向上も期待できる。
- また、給水サービスの平準化の観点から、上水道と簡易水道が事業統合されていない状況であっても、給水条例を上水道、簡易水道共通にして、水道料金(料金、加入金等)、各種事務手続きなどを上水道と統一することが考えられる。
- 簡易水道は、地方公営企業法非適用(官公庁会計)である場合も多いが、上水道との事業統合や管理の一元化の検討に当たっては、まず経営内容の明確化が必要であり、そのためには、施設の減価償却費なども含めて、正確にコストを把握することが重要である。なお、地方公営企業法の適用・非適用にかかわらず、公営企業会計に移行することが望ましい。

(3) 水道事業での検討事項

- 水道事業での検討事項は表 3-1のように多岐にわたるが、市町村合併にあたっては特に、料金等に関連する事項、給水工事に関連する事項など住民と直結する事項の検討が急がれる。
 - ア) 料金の一元化、検針・料金徴収事務の一元化、加入金、開発負担金など料金、費用負担等に関する事項
 - イ) 給水装置工事事業者、給水工事手続きの統一、給水装置工事事業者の指導・育成、給水装置材料・工法の統一、給水装置の管理システムの統合、関連する条例・要綱の統一など
- 市町村建設計画に合併後の水道整備の事業概要や事業費計上が必要となるので、これらについて予め検討しておく必要がある。関連して、旧市町村境での配水管接続、未普及地区の解消等の施設整備や水質検査計画、データの管理システムなどの検討もあげられる。

(4) 広報活動

- 市町村合併により水道事業はどうなるのか、住民への広報活動が必要になる。広報活動は、インターネット上の合併協議会ホームページ、「市町村合併ニュース」等の広報紙、合併市町村の広報紙等を活用して行う。
- 広報内容としては、水道料金に関すること、各種事務手続き、指定給水装置工事事業者の情報等、住民と直結する事項はもちろん、合併協議会、専門部会等での検討状況についても必要である。

表3 - 1 . 水道事業の取扱いに関する検討事項の例

総務関係	<p>組織及び庁舎 条例、規程の整備・取りまとめ 広報宣伝：広報誌、ホームページ等の統一 文書及び公印の管理</p>
経理関係	<p>一般会計繰出金の整理(消火栓経費、補てん財源等) 資産管理：簡易水道の公営企業会計への移行、固定資産台帳の作成及び整理、企業債残高等 予算書・決算書の作成 指定事業者組合への助成金・所属団体の会費等</p>
業務関係	<p>水道料金：料金の改定、料金統一の緩和措置、漏水減額計算、減免措置、用途・口径区分 水道料金徴収事務：検針業務、集金業務、口座振替取扱い業務、口座振替済通知書配布業務、未収金(滞納分)の取扱い システムの整備(起債管理、予算編成、財務会計、貯蔵品管理、固定資産管理、水道料金管理、検針等) 業務統計：決算統計・水道統計等の各種統計の取扱い 契約事務</p>
建設・工務関係	<p>合併に伴う事業の変更：届出書(認可申請書)の作成・提出、設置条例の改正、事業廃止届け(許可申請書)の提出 固定資産台帳、水道配管図等の作成・修正 水道施設の設計及び工事施工：水道施設の設計書の作成業務、工事施工に関する業務 給水区域の見直し、未給水区域の解消 水需給計画について</p>
給水関係	<p>給水装置の取扱い：給水装置工事の新規申込み受付、給水装置の使用開始・中止、水道メーターの統一 給水装置設計(給水装置材料の指定、設計施工要領) 給水装置工事事業者の指定 給水管理、メーター管理の統一 非常時の応急給水等の取扱い</p>
維持管理関係	<p>浄水場の運転管理：集中監視システムへの移行、配水記録の管理・報告等 水源、配水池等の維持管理 配水管の更新等 緊急修繕工事の取扱い 浄水場等の施設・設備の状況と更新 水質検査体制 資材の管理</p>

4. 市町村合併における水道事業の課題及び対応例

1. 水道事業の運営形態は、地域の実情に合ったものとする。
2. 水道料金の設定は、事業の収支を踏まえた適切な水準とする。
3. 水道事業事務の取扱いは、住民サービスの向上を念頭に市町村内で統一したものにする。
4. 組織体制は、経営効率化だけでなく、技術基盤と財政基盤の強化を踏まえて検討する。
5. 地域の実情により事業統合できない場合は、簡易水道の地方公営企業法適用（公営企業会計）など、事業会計の統一を図る。

(1) 事業統合の範囲

- 水道事業の運営形態は、「3.市町村合併に当たっての水道事業での検討事項、(2)水道事業運営方針の検討」で述べたように、地域の実情に合った形態となるように検討する。

市町村が編入合併されたケース

- 市町村が編入合併される場合には、大規模な水道事業体が、編入する市町村の水道事業体を全部譲り受けて事業統合する形態がとられることが一般的である。
- 簡易水道については、統合先の上水道と隣接している場合には事業統合しているが、山間部や島しょ部など地理的な条件により施設統合できない場合には事業統合は行っていない。
- 呉市の事例では、旧下蒲刈町の簡易水道を暫定的に存続させ、損益を明確にするため地方公営企業法を適用し、国庫補助制度を活用して施設改良を行った後に、事業統合するとしている。

(表 4-1 を参照)

表4 - 1 . 事業統合の範囲(市町村編入合併)

新市町村名	合併年月日	事業数		事業会計数		事業統合の範囲
		合併前	合併後	合併前	合併後	
水戸市	H4.3.3	上水 2	上水 1	上水 2	上水 1	<ul style="list-style-type: none"> •合併当初は、水戸地区水道事業、常澄地区水道事業が存続。 •3年後に事業統合した。
新潟市	H13.1.1	上水 2	上水 1	上水 2	上水 1	<ul style="list-style-type: none"> •合併当初は新潟市水道事業、黒埼地区水道事業が存続。 •H13年3月に変更認可で事業統合した。
大船渡市	H13.11.15	上水 1 簡水 7	上水 1 簡水 7	上水 1 簡水 1	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> •旧三陸町の簡水(7事業)は、地形上の問題(山間部に点在)、会計方式が地方公営企業法非適用であったため、事業統合はせず、当面は現行のとおり。
福山市	H15.2.3	上水 2 簡水 3	上水 1 簡水 2	上水 2 簡水 2	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> •福山市水道事業が、旧新市町上水と旧内海町簡水を全部譲り受け、事業統合した。 •旧福山市内の簡水は存続。
廿日市市	H15.3.1	上水 1 簡水 6	上水 1 簡水 6	上水 1 簡水 2	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> •上水はそのまま存続し、簡水との統合は当面行わない。 •旧佐伯町簡水(5事業)と旧吉和村簡水(1事業)は、地方公営企業法非適用の官公庁会計のままで会計のみ統合した。(料金は5年以内に段階的に統一)
呉市	H15.4.1	上水 1 簡水 1	上水 1 簡水 1	上水 1 簡水 1	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> •1上水、1簡水はそれぞれ独立して存続。 •不採算事業である旧下蒲刈町簡水(鳥嶼部)の統合を先送りした。 •旧下蒲刈町簡水は、地方公営企業法適用として暫定的に存続させ、国庫補助を活用して施設改良を進めた後に統合する。

注)表中の簡易水道は公営簡易水道を対象とする。

新市町村が設立されたケース

- 1つの大規模水道事業が編入する市町村の水道事業を全部譲り受けて事業統合する形態、新市で創設認可を受けて、新しい水道事業に統合する形態の2通りの方式から地域の実情に応じた適切な方法が選択される。
- 地理的な条件のほか、上水道の事業規模が小さいため、上水道の経営を圧迫する恐れがあり、簡易水道の事業統合を当面しない場合がみられる。
- 簡易水道については、事業会計は統一するが、施設の統合はせずに、当面は現行のとおりとしている場合が多い。

(表4-2を参照)

表4 - 2 . 事業統合の範囲(新市町村設立)

新市町村名	合併年月日	事業数		事業会計数		事業統合の範囲
		合併前	合併後	合併前	合併後	
ひたちなか市	H6.11.1	上水 2	上水 1	上水 2	上水 1	<ul style="list-style-type: none"> 合併当初は、料金格差があったこと、用水供給からの受水開始に伴う料金改定が近かったことから、勝田地区水道事業、那珂湊地区水道事業が存続。 2 年半後に事業統合(料金も一元化)した。
篠山市	H11.4.1	上水 2 簡水 7	上水 1 簡水 5	上水 2 簡水 4	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> 旧篠山市の水道事業が 1 上水と 2 簡水を事業統合した。 簡水は存続する。
さぬき市	H14.4.1	上水 5 簡水 2	上水 1 簡水 2	上水 5 簡水 2	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> 志度町水道事業がさぬき市水道事業に記載事項変更した後、他の町の水道事業を全部譲り受け、事業統合した。
南部町	H15.3.1	簡水 8	簡水 8	簡水 2	簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> 旧南部町 5 事業、旧富沢町 3 事業の簡水会計は統合し、1 つとするが、施設の統合は地理的な条件等難しく、当面は現行のとおりとした。
加美町	H15.4.1	上水 3 簡水 2	上水 1 簡水 2	上水 3 簡水 1	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> 上水 3 事業を事業統合した。 簡水は存続。
山県市		上水 2 簡水 6	上水 2 簡水 6	上水 2 簡水 2	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> 上水 2 事業、簡水 6 事業は、それぞれ独立して存続 合併後、上水(公営企業会計)と簡水(官公庁会計)それぞれで会計を統合した。
静岡市		上水 2 簡水 27	上水 1 簡水 23	上水 2 簡水 2	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> 旧静岡市の上水と簡水(2 事業)、旧清水市の上水と簡水(2 事業)を事業統合して静岡市水道事業を創設。 ただし、新市の水道事業計画策定まで、当分の間は現行のとおり運営する。
東かがわ市		上水 3	上水 1	上水 3	上水 1	<ul style="list-style-type: none"> 上水 3 事業を事業統合した。
宗像市		上水 2 簡水 1	上水 2 簡水 1	上水 2 簡水 1	上水 1 簡水 1	<ul style="list-style-type: none"> 合併後 2 年間は、現行のとおりとし、2 年後に水道料金を統一するとともに、事業統合をする。

注)表中の簡易水道は公営簡易水道を対象とする。

(2) 水道料金

基本的な考え方

- 市町村合併を実施するに当たっては、基本的には、合併後の住民サービスの公平性を確保する観点から、合併時から水道事業を統合して水道料金の統一を図ることが望ましい。
- 水道法では、公正な水道料金の確保、差別的取扱いの禁止などが定められており、合理的な理由がない限り、統一料金であることが要求される。

料金格差の解消

- 実態としては、市町村合併後もしくは合併前の水道料金を適用して、市町村内で料金格差が存在する例がみられる。しかし、一時的に料金格差が生じる場合でも、住民に客観的かつ合理的な説明ができる範囲内で過渡期を設定して、徐々に水道料金を均一化していくなど、住民が納得できる方策が必要である。
- 料金格差が大きい場合や、上水道と簡易水道のように事業形態が異なる場合など、水道料金の均一化ができない事情があるために、当面は合併前の水道料金を維持する場合にも、その後できるだけ早い時期に統一料金を目指すなどの調整方法を検討する必要がある。

水道料金の設定

- 一般に市町村合併の際には、サービス水準が異なる場合に、サービス水準は高い水準に、負担は低い水準に調整される例が多い。これは、サービス水準を高い方に併せることにより市町村合併への障害を取り除くことが理由となっている。
- しかし、水道事業は独立採算制であることから、水道料金を単純に低い水準に合わせると、経営が圧迫され健全な経営を維持できなくなる恐れがある。統一的な水道料金の設定は早い方が良いが、適正な費用負担の検討が十分行われない性急な料金設定は慎まなければならない。
- 水道料金の設定は、合併後の財政計画をもとに設定するのが適切である。しかし、合併までの期間が短く財政計画の策定が困難な場合には、合併市町村の中間程度での料金体系を設定するなど収支バランスを保つ工夫をする。
- 水道料金を統一することにより、料金が増額になる利用者については、緩和措置を設けるなど、利用者が納得できる措置を検討する。
- 市町村合併後 3 年間については料金格差を調整するために、特別交付税による措置があるので、この制度の活用が有効である。
- 料金関連として、メーター使用料、加入金、料金の免除制度、開発者負担金(給水協力金)等の取扱いについても統一しておく。

水道料金の設定事例

- 表 4-3 に、合併市町村における水道料金の設定事例を示す。
 - 水道料金の設定方法としては、次の 5 通りの方法がみられる。
 - ア) 合併後の財政計画(事業収支の計画)に基づき、新料金を設定する。
 - イ) 合併時に、旧市町村の平均値程度の新料金を設定する。
 - ウ) 大規模事業体の料金に統一する。
 - エ) 合併協議会の方針に基づき、料金を旧市町村の最低額に設定する^{注2)}。
 - オ) 合併後 2～3 年間は、それぞれ旧料金のまま据置いて、事業計画及び財政計画を策定した後に、財政計画に基づき統一料金を決定する方法。
- 注2) 独立採算事業である水道事業においては、コストを無視した料金設定は将来の財政状況を悪化させる原因となることから望ましくない。また、一旦低い料金に合わせた場合にも、合併後しかるべき時期に適正な料金を設定しなければならない。

表4 - 3 . 水道料金の設定事例

区分		新市町村名	水道料金の設定内容
新料金を設定	料金を旧市町村の最低額に	篠山市	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金は、旧4町で最も安い篠山町の例による。 加入金は西紀町の例による。
		山県市	<ul style="list-style-type: none"> 最も安い旧高富町の例による。 加入金は旧高富町の例による。
		久米島町	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金については、安い方を採用し、合併後に見直していく。
	新料金に統一	さぬき市	<ul style="list-style-type: none"> 合併時に各市町村の平均値程度で統一。口径 13mm 20m³/月あたり 2,550 円 家庭用 13mm 又は用途別の家庭用の平均値くらいに設定(合併前は旧津田町 2,190 円、旧大川町 3,300 円、旧寒川町 2,900 円(メーター使用料含む)、旧長尾町 2,300 円、旧志度町 2,750 円)
			あさぎり町
		東かがわ市	<ul style="list-style-type: none"> 合併後 20m³/月当たり 2,415 円に統一(口径 13mm、家庭用)。(従来高いところで 680 円安くなり、安いところでは 165 円アップとなった)
		瑞穂市	<ul style="list-style-type: none"> 旧瑞穂町と同様の基本料金付通増料金とし、メーター使用料を新たに設定する。
		大規模事業の料金に統一	新潟市
	福山市		<ul style="list-style-type: none"> 旧福山市の例による。ただし、料金アップになる旧新市町について、3年間の緩和措置を設定する。
	呉市		<ul style="list-style-type: none"> 旧下蒲刈町の簡易水道は現行通り存続し、水道料金、分担金は呉市に合わせる。
	当面旧料金のまま	ひたちなか市	<ul style="list-style-type: none"> 水源が異なることから直ぐに調整せず、4年後に統一。
		鹿嶋市	<ul style="list-style-type: none"> 旧大野村を編入したが、旧大野村の上水道は別料金のまま現在に至る。(市内に上水道が2事業)
		南アルプス市	<ul style="list-style-type: none"> 旧町村の各水道(5 簡易水道、1 上水道、1 水道企業団)の料金を当面適用。
宗像市		<ul style="list-style-type: none"> 旧宗像市は通増制、旧玄海町は従量制で 37m³/月を境に旧玄海町の大口(ホテルなど)が高くなることから、2 年間は旧料金。 水道運営審議会で今後の料金について審議。 	
静岡市		<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、現行通り(旧静岡市は口径別、旧清水市は用途別料金制)とし、基本計画策定後、財政計画をもとに市域統一料金を決定する。 	
周南市		<ul style="list-style-type: none"> 当分の間、現行通りとし、随時調整する。新市における基本計画策定後、<u>上水道事業認可を受けたうえで財政計画等をもとに市域統一料金を決定する。</u> 	
新居浜市		<ul style="list-style-type: none"> 旧別子山村(簡易水道)については当面現行通り、事業の見直しに応じて調整する。 	

(3)その他

事業会計

- 市町村合併時に事業統合及び水道料金の統一ができない場合においても、将来の統合を視野に会計業務を統合して、事業会計の管理方式を統一するとともに、経営内容を明確化する。
なお、この場合、水道法第14条等関係法令で規定するところにより、事業ごとに収益と費用を整理したうえで適切な資金管理を行う必要がある^{注3)}。
- 市町村内に水道事業が複数存続する場合には、会計業務及び会計方式を統一することで、各事業の経営内容を明確化し、適切なコスト管理の履行が期待できる。会計方式の統一に当たっては、これを契機にして、地方公営企業法の適用・非適用にかかわらず、公営企業会計に移行することが望ましい。
- 一般会計からの繰入金(消火栓経費、簡易水道への補てん財源等)を整理する。合併時には、合併推進のための財政措置が用意されているので、この活用も検討する。(「7.財政措置」を参照)
- 旧市町村の水道事業が所有する資産は、新市の水道事業に全て引き継ぐ。
- 固定資産台帳を統一した様式で作成及び整理するなど、固定資産や水道料金の管理システムを統一して事務の効率化を図る。

注3) 事業会計は、水道法第14条第2項の『料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。』に基づき、厚生省公衆衛生局水道課長通知(昭和三三年九月二五日、衛水第四四号)にあるように、一の会計で経理している場合でもそれぞれの水道事業毎に分別経理して各独立の水道事業の経営状況が明瞭にわかるようにしておく必要がある。

事務の取扱い

- 水道事業事務の取扱いは、住民サービスの向上による平準化を念頭に市町村内で統一したものにす。
- 1)水道料金徴収事務
- 検針期間、手数料、水道料金の通知方法、口座振替の取扱い、取扱金融機関、未収金(滞納金)の取扱いなど、住民の生活に直接関係する事項については、市町村合併時に統一する。
 - 検針及び集金の業務委託については、当面は現行どおりでも差し支えないが、将来は統一する方向で検討する。例えば、検針業務を直営と委託で行っていた場合には、当面は直営と委託を併用し、将来は委託に移行するなど。
- 2)給水条例、施行規則
- 当面は事業統合しない場合も、給水条例及び施行規則については、水道料金など統一できないもの以外の給水サービスに関する項目は共通としておく。
- 3)給水装置工事等の取扱い
- 給水装置工事の手続き、給水装置材料、施工及び設計基準などは統一する。また、給水装置台帳を統一した様式で作成及び整理するなど、給水管理、メーター管理について統一する。

- 新市において、漏水事故修理等の緊急時の協力体制を構築する。

4) 事務手数料の格差

- 事務手数料は、市町村合併時に統一する。
- ただし、格差が大きいため数年を目途に段階的に統一するケースもある。

組織体制

- 市町村合併後の組織体制は、経営効率化だけでなく、技術基盤と財政基盤の強化を踏まえて、組織及び業務分担を検討する。
- 料金徴収の窓口など住民サービスに直結する事務については、合併市町村ごとに事務所・窓口を配置するなどして、サービスの向上に努める。
- 管理部門は、事務処理を統合することでコストが削減できるので、事業統合できない場合にも新市内の上水道と簡易水道の管理の一元化に取り組む。
- 技術部門は、水道専門職員を適切に配置し、管理水準の平準化と、市町村内での均一な給水サービスを図る。
- 組織体制の見直しによる技術基盤の強化のため、水道技術管理者の位置づけは重要であり、管理体制のあり方とともに検討する。
- 上水道と簡易水道の維持管理を同一組織で行うことにより、組織のスリム化と簡易水道の技術力の向上を図ることができる。
- 非常時の復旧体制、応急給水体制を構築する。
- 一部事務組合(水道企業団)の水道事業を事業統合する場合は、一般職の職員は新市の職員として引き継ぐこととなる。引き継いだ職員の身分の取扱いについては、地方公務員法、地方公営企業法及び新市の規定等により取り扱うべく、合併時まで調整する。なお、特別職の身分の取扱いは別途に協議する。

5. 事業統合によるメリット

水道事業の統合は、一般的に、水需給、施設、維持管理、経営財政、給水サービスなど多岐にわたる効果が期待される。

- 水道事業についての事業統合のメリットは、表5-1のようなことが考えられる。
- 事業統合に際しては、給水サービス向上の観点から、地域の実情を考慮して期待できるメリットを検討し、そのために必要となる統合後の事業計画及びその財政計画を策定することが重要である。
- 技術基盤の向上などのメリットは、事業統合後の組織体制の整備により期待されるものである。

表5 - 1. 事業統合のメリット

区分	事業統合のメリット
1.水需給面	地域間の水需給の不均衡の解消 水資源の開発や利水の合理化 複数水源による供給安定性の向上
2.施設面	施設の更新、機能向上事業の合理的な実施 施設整備レベルの平準化
3.維持管理面	技術基盤の向上 ● 専門技術者の確保・増員 ● 技術力の向上 管理体制の強化 ● 水質管理体制 ● 維持管理体制 ● 運転管理体制 ● 事故等非常時体制
4.経営財政面	国庫補助、財政措置による財源確保 財政基盤の強化 (更新や機能向上時に財政に与える影響が緩和) コスト縮減 ● 建設投資の合理化 ● 組織体制の合理化
5.給水サービス	水道未普及地域の解消(縮小) 給水サービスの平準化 ● 水道料金の格差是正 ● 料金の徴収方法等の統一 ● 安定給水の確保(断水・漏水事故の減少) 非常時の給水体制の確保 (応急給水体制の強化、幹線管路のループ化)

(1) 水需給面

地域間の水需給の不均衡の解消

- 合併市町村内で、地域間の水需給の不均衡がある場合には、余裕のある地域から逼迫している地域への水融通により解消が図られる。

水資源の開発や利水の合理化

- 事業統合により、一体的な水資源の確保及び水の相互融通による合理的な利用が可能となる。

複数水源による供給安定性の向上

- 複数水源による相互融通が可能な供給システムを構築することで、非常時等でのバックアップ体制を強化することができ、供給安定性の向上が図られる。

(2) 施設面

施設の更新、機能向上事業の合理的な実施

- 施設の更新に際しては、多額の事業費を要することから財政を圧迫することが懸念されるが、事業統合により、合理的な方策(供給エリアの変更や施設の統廃合など)を採用できる可能性が広がるうえに、経営基盤が大きくなることによって、財政への圧迫は緩和される。
- 経営基盤の強化により、石綿セメント管の更新、老朽施設の更新など優先すべき事業に重点的に取り組むことができる。

施設整備レベルの維持・向上

- 事業統合により、統一した取り組みが実施されるので、市町村内の施設整備レベルを平準化することによって、住民にとっては同様な給水サービスを得ることができる。
- 施設整備レベルは、住民サービス向上の観点から取り組むべきであり、水準の高い方にすり合わせるのが基本となる。

(3) 維持管理面

技術基盤の向上(専門技術者の確保・増員、技術力の向上)

- 事業統合により、技術職員の数が増え、さらにそれぞれが持つ技術力を融合することによって技術基盤は向上すると考えられる。なお、当面は事業統合をしない場合においても、管理体制を一体化することにより、技術力の向上が期待できる。
- 簡易水道についても、上水道部署での管理を行うことにより、上水道の技術力が移転できるので効果的である。

管理体制の強化(水質管理・施設管理・事故等非常時などの体制)

- 水質管理、施設管理、運転管理など各種の維持管理業務においても、技術職員が確保されることにより維持管理体制が整備、強化される。
- また、施設事故などの非常時対応については、水運用等のバックアップ体制や応急給水体制などが充実強化される。

(4) 経営財政面

国庫補助、財政措置による財源確保

- 市町村合併に伴う事業統合では、国庫補助や財政措置がなされており、これらの財政支援策の活用が有効である。
(詳細は、「7.財政措置」を参照)

財政基盤の強化

- 事業統合に伴い、財政力の向上による経営基盤強化によって、施設の更新や機能向上などの事業実施が経営に与える影響も緩和されるとともに、需要者に対するサービス向上が図られる。

コスト縮減(建設投資、組織体制の合理化)

1) 建設投資の合理化

- 事業統合により、水資源の合理的な利用や、緊急性の高い事業への投資を重点配分することが可能となる。
- 更新時に、施設の統廃合など再編を行うことにより投資効率の向上が図られる。

2) 組織体制の合理化

- 事業統合によって合理的な組織体制を構築することができる。特に管理部門については事務規模の拡大によるコスト削減効果が期待できる。
- 合併市町村の事例では、管理職の削減によるコスト縮減が図られている。

(5) 給水サービス

水道未普及地域の解消(縮小)

- 事業統合により、水源の安定化、経営基盤が強化され、管網整備や区域拡張により未普及地域の解消が期待できる。

給水サービスの平準化

1) 水道料金の格差是正

- 水道料金、加入金及び手数料及び減免措置などが各水道事業で異なっている場合、事業統合するに際してこれらを統一すれば、住民にとっては地域内で均一な給水サービスを得ることが可能となる。

2) 料金の徴収方法等の統一

- 料金徴収方法、検針方法等を統一することによって、業務の効率化が図られ、コストが削減されるとともに、住民にとっても、納入方法等のサービス格差の解消が図られる。

3) 安定給水の確保(断水・漏水事故の減少)

- 水の相互融通が可能な供給システムを構築し、バックアップ体制を整備することにより安定給水の確保が図られる。
- 経営基盤の強化により、老朽管の更新事業等に重点的に取り組むことが可能となり、漏水事故の防止に努めることができる。

非常時の給水体制の確保

- 職員の絶対数が増えることによって、施設事故などの非常時の応急復旧及び応急給水体制等が強化できる。
- 水源が複数化することにより、被災リスクが低減できるので、非常時の給水能力の向上が期待できる。

6. 事業認可等手続き

6 - 1. 市町村合併に伴う事業認可等手続き

1. 市町村合併に併せ、水道施設の再編を事業計画に取り込むこと等により、当該事業計画が水道法第10条に規定する変更認可要件^{注4)}に該当する事業変更を伴う場合には、通常の認可申請を受けることになる。
2. ただし、市町村合併に併せ策定する事業計画が、水道法第10条に規定する変更認可要件を伴わない場合、事業の全部譲り受け(又は新たな水道事業の創設)により事業統合を行うことになる。
(具体的な手続方法については、6 - 3、及び6 - 4参照)
3. なお、市町村合併時には、水道事業を統合しない場合であっても、合併に伴い法人等に名称の変更があれば、水道法第7条第3項の規定による「記載事項変更届」を提出する。おって、事業は最終的には統合されることが望ましいので、このケースは市町村合併から数年間の時限的な措置と考えるべきである。

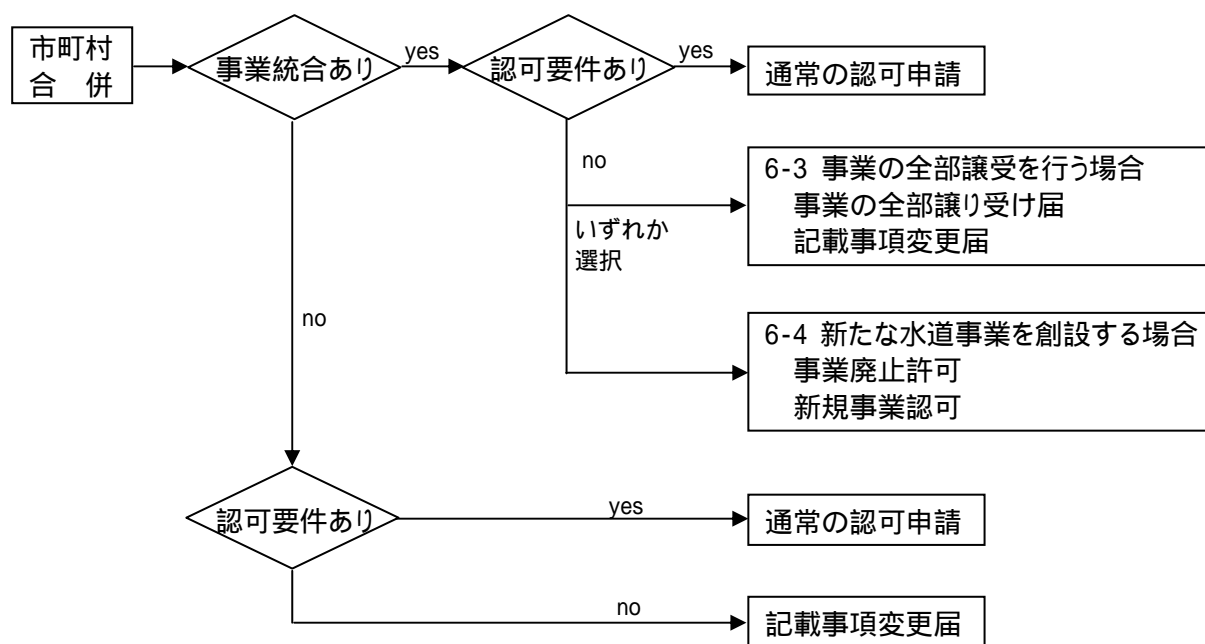


図6 - 1. 市町村合併に伴う事業認可等手続き

注4) 水道法第10条に規定する変更認可要件

- 給水区域を拡張し、給水人口若しくは給水量を増加させ、又は水源の種別、取水地点若しくは浄水方法を変更しようとするとき。
- ただし、以下に該当するときを除く。
 - ア) その変更が厚生労働省令で定める軽微な変更^{注5)}であるとき。
 - イ) その変更が他の水道事業の全部を譲り受けることに伴うものであるとき。

注5) 水道法施行規則第7条の2に規定する変更認可を要しない軽微な変更の要件

- 水道施設(送水施設(内径が 250mm 以下の送水管及びその附属設備(ポンプを含む。)に限る。)並びに配水施設を除く)の整備を伴わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であって以下のいずれにも該当しないもの。
 - ア) 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複する。
 - イ) 変更後の給水人口と認可給水人口との差が5千人を超える。
 - ウ) 変更後の給水人口と認可給水人口との差が認可給水人口の 1/100 を超える。
 - エ) 変更後の給水量と認可給水量との差が 2,500m³ を超える。
 - オ) 変更後の給水量と認可給水量との差が認可給水量の 1/100 を超える。

6 - 2 . 事業認可手続きの連絡

市町村合併に伴い、水道事業経営に係る新規認可、水道事業の譲り受けに係る届出等が必要となる場合、当該水道事業の担当者は、市町村合併の時期及び形態並びに水道事業統合の形態等について、可能な限り早期に、十分な時間的余裕をもって、それぞれの認可を所管する部局に連絡する。

(1) 認可を所管する部局

- 国(厚生労働省水道課)の所管する事業者は次のとおりである。
 - ア) 給水人口 5 万人超で河川の流水を水源とする水道事業
 - イ) 1 日最大給水量 25,000m³ 超で河川の流水を水源とする水道用水供給事業
- 都道府県の所管する事業者は次のとおりである。
 - ア) 給水人口 5 万人以下の水道事業、及び給水人口 5 万人超で河川の流水を水源としない水道事業
 - イ) 1 日最大給水量 25,000m³ 以下の水道用水供給事業、及び 1 日最大給水量 25,000m³ 超で河川の流水を水源としない水道用水供給事業

6 - 3 . 事業の全部譲り受けを行う場合

水道法第10条第1項第2号に規定する事業の全部譲り受けの届出及び水道法第7条第3項に規定する記載事項変更届(法人の名称等の変更)を行うことにより事業統合を行う方法。

- 市町村の合併が、編入合併するケース及び合併により新市を設立するケースのいずれの場合であっても、1水道事業が他事業の全部譲り受けを行う方法が適用できる。
- 特段の変更を伴わずに単純に譲り受けを行う場合の手続きは簡素化されており、「事業の全部譲り受けの届出」、「記載事項変更届」により事業を統合することができる。

事業の全部譲り受けの届出

ア) 変更後の給水区域、給水人口及び給水量(水道法施行規則第8条の2)

イ) 変更後の事業の概要(水道法施行規則第8条の2)

- ・ 水道施設の概要
- ・ 給水人口及び給水量の算出根拠
- ・ 経常収支の概算
- ・ 料金、給水装置工事費用の負担区分、その他の供給条件
- ・ 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図
- ・ 水道施設の位置を明らかにする地図

ウ) 当該譲受けの年月日並びに相手方の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(水道法施行規則第8条の2)

記載事項変更届

- 水道法第7条第2項に規定する認可申請書の記載事項(申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、水道事務所の所在地)に変更が生じた場合は届出が必要。
なお、法人の名称変更がない等、記載事項に変更が生じない場合、本手続きは不要である。
- 水道台帳については、事業の全部譲り受けを行う際にも、新たな事業計画を踏まえて作成された台帳を提出する。なお、水道台帳の記入方法については、従来どおりである。

6 - 4 . 新たな水道事業を創設する場合

被合併事業体(市町村合併に係る市町村が経営する水道事業体)が、市町村合併前に水道法第11条第1項に規定する水道事業廃止許可を得たうえで、市町村合併に併せて水道法第6条第1項に規定する新規事業認可を受けることにより事業統合を行う方法。

- 通常の創設と同様に事業認可が必要であるが、変更認可要件に当たらない場合に限り、審査の簡略化が図られることとされており、これに伴い、申請事務の軽減が可能である。
- 平成15年2月の全国水道関係担当者会議資料には、「市町村合併に伴う水道事業の認可及び統合について」として、以下の通り記載されている。

(1) 市町村合併に併せて、新規水道事業認可を受ける方法

事業計画書関係

ア) 給水区域、給水人口及び給水量(水道法第7条第4項第1号)

- 給水区域については、被合併事業体の給水区域を併せたものとする。
- 給水人口及び給水量については、被合併事業体の事業計画書に記載された各年度毎の給水人口、給水量を単純に足し併せたもので差し支えない。
- 合併事業体の事業計画における目標年度が一致していない場合、一番最後の年度を合併事業体(合併により新規創設される水道事業体)の事業計画における目標年度とし、被合併事業体の目標年度から合併事業体の目標年度までの間、被合併事業体の給水人口及び給水量は、同事業体の目標年度における値と同値であると仮定して合併事業体の給水人口及び給水量を算出することで差し支えない。
- 被合併事業体の目標年度が全て合併以前である場合、合併事業体の事業計画における目標年度を合併年度の翌年度とし、被合併事業体の目標年度から合併事業体の目標年度までの間、被合併事業体の給水人口及び給水量は、同事業体の目標年度における値と同値であると仮定して合併事業体の給水人口及び給水量を算出することで差し支えない。

イ) 給水人口及び給水量の算出根拠(水道法第7条第4項第4号)

- ア)で述べた方法で算出した旨を、簡潔に記述することで差し支えない。

ウ) 工事費の算出根拠、借入金の償還方法(水道法施行規則第2条第1号及び第2号)

- 「被合併事業体の既認可申請書に添付した工事費の算出根拠及び借入金の償還方法の通り」である旨を記述するのみで差し支えない。
- 各被合併事業体の既認可計画に係る申請年月日及び認可年月目をそれぞれ記入する。

工事設計書関係

ア) 主要な水利計算、主要な構造計算(水道法施行規則第4条第1号及び第2号)

- 「被合併事業体の既認可申請書に添付した水利計算書及び構造計算書の通り」である旨を記述するのみで差し支えない。
- 各被合併事業体の既認可計画に係る申請年月日及び認可年月日をそれぞれ記入する。

その他

- 水道法施行規則第1条の2第2項第1号の規定により、認可申請に必要な書類を簡素化している。

(2) 水道台帳の記入方法

- 上記(1)に該当する新規水道事業認可を行った場合(水道法第10条に規定する変更認可要件に該当する事業変更を伴う場合を除く)に係る水道台帳の記載要領は以下のとおりである。

全体について

- 「既認可(前回届出)」欄は被合併事業者に係る諸元、データをそれぞれ記入する。

「水道台帳(1)」について

- 「沿革」欄は、被合併事業者のうち、計画年度における1日最大給水量が最大である事業者に係るこれまでの沿革の後に、続けて記入する。
- 「名称」欄は、「合併創設」と記入する。

6 - 5 . 水道用水供給事業の給水対象が市町村合併した場合

1. 水道用水供給事業の給水対象である水道事業者の市町村が、従前給水対象ではなかった市町村と合併することのみをもって、当該水道用水供給事業に係る「給水対象の増加」に該当するものではない。
2. 市町村合併に伴い水道用水供給事業者からの受水量を増加すること等により、水道法第30条第1項柱書に規定する水道用水供給事業の変更要件のいずれかに該当する場合には、当該水道用水供給事業の変更認可が必要となる。ただし、水道法第30条の規定による軽微な変更には該当する場合には、届出で足りる。

7. 財政措置

7 - 1. 合併推進のための財政措置

市町村合併に関する国の財政措置としては、以下の ~ がある。

- 普通交付税による措置
- 特別交付税による措置
- 合併特例債による措置

- 総務省では、平成 14 年度に「合併特例事業推進要綱」を制定し、公営企業の事業についても市町村合併推進のための財政措置が取られている。
- 水道事業に関しては、合併市町村が市町村建設計画^{注6)}に基づいて行う建設及び改良事業に要する経費を対象としている。

注6) 市町村建設計画

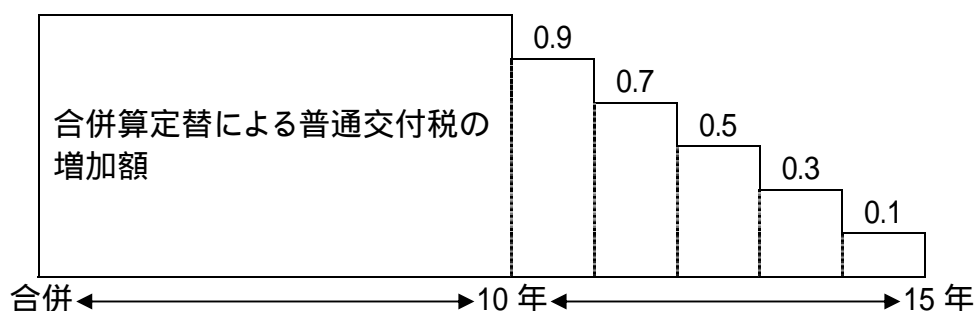
- 市町村建設計画は、「合併市町村の建設に関する基本的な計画」であり、その作成は合併協議会が行う。この計画は、市町村の合併に際し、住民等に合併後のまちづくりに関するビジョンを示し、合併の適否を判断するという、いわば合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものである。
- 合併特例法に示されている国の財政支援措置の適応のためには、この市町村建設計画に事業計画を位置づける必要がある。
- 市町村建設計画では、事業概要とともに合併後 5 ~ 10 年の概算事業費も記載する。

(1) 普通交付税による措置

- 普通交付税額の算定の特例(合併算定替)

合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 10 年度について、合併関係市町村が合併しなかった場合と同様に算定し、その後の 5 年度については段階的に増加額を縮減する。

水道事業の場合、高料金対策のための一般会計繰出金に対する普通交付税措置について、この特例が適用される。特例を受けるには、合併関係市町村の事業ごとに資本費及び給水原価等を算出し、各年度の高料金対策要件に該当する必要がある。



(2) 特別交付税による措置

- 合併関係市町村間の公共料金格差是正について、公債費負担格差の是正等とともに、合併年度又はその翌年度から3ヵ年にわたり、特別交付税による包括的な支援措置^{注7)}が講じられている。
- 具体的には、以下の算式により算出した額に応じ、合併年度又はその翌年年度から3年間にわたり特別交付税で措置される。

(算式) $(4 \text{ 億円} + 4 \text{ 千円} \times \text{増加人口}) \times \text{補正係数}$

1年目: 上記の5割、2年目: 上記の3割、3年目: 上記の2割

増加人口: 合併後人口 - 旧市町村人口のうち最大のもの

補正係数

増加人口/合併後人口が20%未満: 1.0

増加人口/合併後人口が20%以上40%未満: 1.25

増加人口/合併後人口が40%以上: 1.5

注7) 水道料金の格差調整のためだけに交付されるものでなく、他の用途を含めた包括的な財政措置である。

(3) 合併特例債による措置

- 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置で、公営企業である水道事業にも適用される。
(詳細は、「7-3. 公営企業に係る合併特例事業」を参照)

7 - 2 . 水道関係補助金についての緩和措置

市町村合併時の補助要件の特例として、市町村合併により補助対象外又は補助率低下となる場合、

水道施設整備事業

水質検査施設等整備事業

について、緩和措置が講じられている。

(1) 水道施設整備事業

簡易水道等施設整備費

- 簡易水道等施設整備費補助について、市町村合併前に採択された事業であって、市町村合併に伴い事業統合したことにより補助要件となっている財政力指数等に変動があり、補助対象外又は補助率低下となる場合については、平成16年度末までに市町村合併が行われた場合に限り、市町村合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年間は従前の補助率を適用する。

水道水源開発施設等施設整備費

- 水道水源開発施設等施設整備費補助について、市町村合併前に採択された事業であって、市町村合併に伴い事業統合したことにより補助要件となっている資本単価

等に変動があり、補助対象外又は補助率低下となる場合については、平成 16 年度末までに市町村合併が行われた場合に限り、市町村合併が行われた日の属する年度及びこれに続く 3 年間は従前の補助率を適用する。

(2) 水質検査施設等整備事業

水質検査施設整備費

- 2 以上の水道事業者によって効率的に使用できる水質検査に必要な分析機器及び初度設備に対する補助について、平成 16 年度末までに市町村合併に伴い統合した水道事業者にあつては、合併年度及びこれに続く 1 年度は、合併により 1 つの水道事業者となる場合においても適用対象とする。

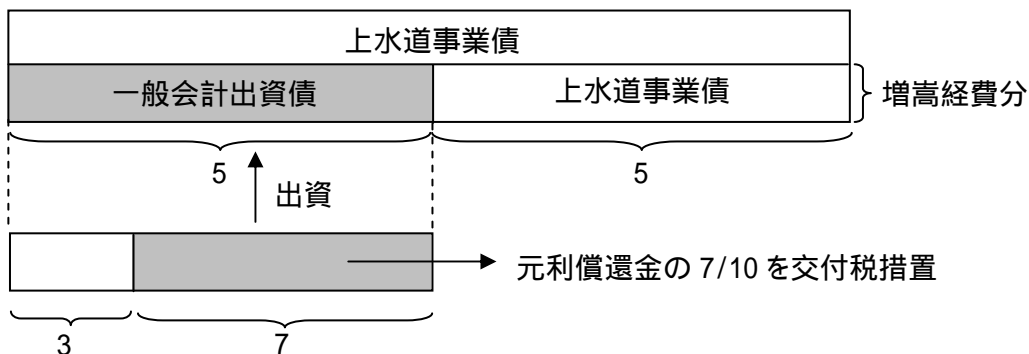
水道水源自動監視施設整備費

- 2 以上の水道事業者等が連携して体系的・効率的な水道水源の監視を行う事業に対する補助について、平成 16 年度末までに市町村合併に伴い統合した水道事業者等にあつては、合併年度及びこれに続く 1 年度は、合併により 1 つの水道事業者等となる場合においても適用対象とする。

7 - 3 . 公営企業に係る合併特例事業

1. 合併に伴う行政需要の著しい増加に対し、料金の上昇の抑制を図りつつ、集中的な整備及び機能の充実強化を円滑に図り得るよう増嵩経費に対して財政措置を講じるもの。
2. 具体的には、合併後 10 年間は、市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費に合併特例債を充当し、元利償還金の 70%を普通交付税措置する。

- 合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う上水道の建設及び改良事業のうち、合併に伴い発生する増嵩経費の一部(50%を上限とする)について、一般会計からの出資を行い、その財源として起債する合併特例債の元利償還金の 70%が普通交付税措置される。



趣旨

- 合併に伴う公営企業関係の行政需要の著しい増加に対し、料金の上昇の抑制を図りつつ、生活環境施設の集中的な整備及び機能の充実強化を円滑に図り得るよう増嵩経費に対して財政措置を講じ、合併市町村を支援する。

措置の内容

- 市町村合併に伴う所要の経費について、一般会計から(公営企業会計に)出資・補助を行う。当該出資・補助を合併特例事業の対象とし、その財源として充当する地方債(合併特例債)に係る元利償還金を基準財政需要額の算入対象(普通交付税措置する)とする。

対象経費

- 合併市町村が、市町村建設計画に基づいて行う、
 - ア) 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため又は均衡ある発展に資するために行う公共的施設の整備事業
 - イ) 合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために行う公共的施設の統合整備事業のうち、合併に伴い特に必要と認められものに要する経費について、合併企業債を起すことができる。

財政措置

- 合併に伴い発生する資本費の増嵩経費のうち、料金への影響を抑え、健全な経営を確保するうえで特に必要と認められる経費について、一般会計からの出資・補助を行う。
 - 該当出資・補助を合併特例事業の対象とする。(元利償還金は基準財政需要額の算入対象とする。)
 - 対象事業の事業費は、合併市町村の行う合併特例事業の標準事業費の範囲内とする。
 - 合併特例法の期限である平成 16 年度末までに合併が行われた場合の措置とする。
- 出典)7-3 節:公営企業に係る合併特例事業について、総務省

7 - 4 . 合併推進のための県の財政措置

都道府県によっては、合併推進のための各種補助金等の財政措置を講じている場合があるので、担当部局にお問い合わせください。

7 - 5 . 簡易水道事業の法適化推進のための財政措置

- 1 . 簡易水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用しようとする地方公共団体を対象団体とする。
- 2 . 簡易水道事業法適化計画に基づく法適用に要する経費の2分の1を一般会計から繰出すこととし、当該繰出額について、特別交付税による措置を講じるもの。

- 簡易水道事業の地方公営企業法の適用をより一層推進するため、平成12年度から、新たに当該事業の法適化計画^{註8)}を策定し、自主的に地方公営企業法を適用しようとする地方公共団体に対して、計画に基づく法適用の準備経費(資産評価、電算システムの導入、資産台帳の作成等に要する経費)の2分の1について一般会計から繰り出しを行うとともに、当該一般会計繰出金について特別交付税措置が講じられている。

注8) 簡易水道事業について地方公営企業法の財務規定等を適用しようとする地方公共団体は、概ね次の事項を盛り込んだ簡易水道事業法適化計画を策定しなければならない。

- ア) 簡易水道の現況及び背景
- イ) 適用範囲(法の規定の全部又は財務規定等の別)
- ウ) 法適用時期
- エ) 法適用への移行スケジュール

出典)7-5節:簡易水道事業法適化推進要領、自治省、平成12年4月1日
簡易水道事業法適化マニュアル

【 資 料 編 】

資料 - 1 . 事業統合事例

資料1 - 1 . 新潟市の事例（新潟市に黒埼町が編入合併）

(1) 合併の経緯

- 近年、住民の日常生活圏が広域化する中、より効率的な行財政運営を図るとともに、都市機能を一層充実するなど、新潟の魅力をより高めること、公平な行政サービスの提供が求められている。新潟市と黒埼町が合併し、これらを実現するだけでなく、将来の政令指定都市をも視野に入れて、さらに発展するための大きな一歩になる。
- 新潟市と黒埼町では、平成7年2月から任意合併協議会で、また、平成12年1月から法定合併協議会で両市町の合併について協議・検討され、平成13年1月1日に黒埼町を編入合併することとなった。この合併は、合併特例法の改正後、全国で最初の合併でもある。

(2) 水道事業の統合形態

- 新潟市上水道が旧黒埼町上水道を編入する形態で、平成13年3月に変更認可を取得した。
- 老朽化した旧黒埼町浄水場を廃止し、新潟市の施設から黒埼地区に給水する。

(3) 事業統合の経過

- 水道関連部署の統合により管理部門の合理化を進め、コストの縮減を図った。
- 水道料金は、新潟市の制度に統一したが、旧黒埼町の使用者のうち、料金が高くなる者には、3年間の緩和措置を設定した。

付表1 - 1 . 合併前後の給水状況、職員数、料金（新潟市）

水道事業	合併前		合併後
	新潟市上水道	黒埼町上水道	新潟市上水道
給水人口(人)	511,521 (H12)	26,430 (H12)	513,252 (H13)
給水量(千 m ³ /年)	76,007 (H12)	4,250 (H12)	77,140 (H13)
職員数 (人)	総数	291	16
	技術職	189	4
水道料金	付表 1-4	付表 1-5	付表 1-4

付表1 - 2 . 事業統合の範囲決定に至る経過（新潟市）

年月	協議の場	内容(議題・決定事項等)
H10.1	新潟市・黒埼町合併問題協議会水道部会 (任意協議会)	● 老朽化した町浄水場を廃止することとし、事業統合までのスケジュールについて確認した。

付表1 - 3 . 水道料金の決定に至る経過 (新潟市)

年月	協議の場	内容(議題・決定事項等)
H10.12	第8回新潟市・黒埼町合併問題協議会(任意協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 「水道料金については、新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に黒埼町の利用者のうち、料金が高くなる者で別に定める者は、合併年度とそれに続く3ヶ年度は段階的不均一料金を適用する。」とすることが合意された。
H12.1	第1回新潟市・黒埼町合併協議会(法定協議会)	<ul style="list-style-type: none"> 上記事項を含む「合併協定書」(案)が了承された。

付表1 - 4 . 一般用の水道料金 1ヵ月 (新潟市)

用途及び メーター口径	準備料金	水量料金 水量単位:m ³						
		10まで	11~30	31~50	51~100	101~300	301以上	
一般用	13mm	800円	35円	93円	100円	116円	134円	157円
	16mm	900円						
	20mm	1,900円						
	25mm	2,950円	82円					
	40mm	7,200円						
	50mm	11,700円						
	75mm	26,300円						
	100mm	46,700円						
	150mm	105,700円						

付表1 - 5 . 一般用の水道料金 1ヵ月 (旧黒埼町)

用途	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
	水量	料金	
家事用	10m ³	1,150円	110円
営業用	20m ³	2,300円	110円
大口用1種	500m ³	55,000円	105円
大口用2種	1,000m ³	110,000円	105円
官公庁用	10m ³	1,150円	110円

(4) 課題及び対応

- 新潟市と黒埼町との合併に際しては、法定協議会設立前の任意協議会の段階で、水道料金、施設整備の方向性など、今後の事業運営について協議した。
- 事業統合する上水道2事業について、料金格差の解消が問題となった。そのため、水道料金については、新潟市の制度に統一することとしたが、合併時に黒埼町の利用者のうち、料金が高くなる者で別に定める者は、合併年度とそれに続く3ヶ年度は緩和措置を講じた。
- 市町村建設計画では、付表1-6のとおり、黒埼地区配水管幹線整備事業、水道老朽管等更新事業を計画している。

付表1 - 6 . 市町村建設計画[実施計画ベース] (新潟市)

事業名	事業概要	概算事業費	実施予定年度
黒埼地区配水管幹線整備事業	新潟市の信濃川浄水場から直接給水するため、配水管の強化と合わせた配水管幹線整備を図る。 配水管幹線布設(耐震性管路) 500mm(L=2,600m)黒埼地区配水本管整備 700mm(L=1,800m)新潟市連絡管連絡	978 百万円	H12 ~ H13
水道老朽管更新事業	水道管の老朽管(石綿管、約 11.7km)の更新により、基本計画の安全な水の供給を確保し、安定的な給水を行う。	1,486 百万円	H13 ~ H22

(5) 事業統合によるメリット

- 旧黒埼町上水道を新潟市上水道に統合することにより、新潟市の高度な技術力により管理体制が強化され、黒埼地区の住民に対する給水サービスの向上が図られた。
- 施設整備においては、浄水場の統廃合、黒埼地区の残石綿セメント管の更新事業に重点的に取り組むなど合理的な施策が図れた。

付表1-7. 事業統合のメリット (新潟市)

区 分	事業統合のメリット
水需給	<p>水資源の開発や利水の合理化 新潟市が有する施設能力で合併後も対応可能と判断して黒埼浄水場を廃止した。</p>
施設	<p>合理的な施設整備の実施(石綿管、浄水施設、送配水施設) 旧黒埼町に残存する石綿管の更新を合併後、最優先に実施。 新潟市からの配水管幹線整備により黒埼浄水場を廃止した。</p>
維持管理	<p>専門技術者の確保・増員 技術力の向上 水質管理体制の強化 維持管理体制の強化 旧黒埼町上水道に関して、新潟市上水道への事業統合により、専門職員の確保・職員数の増が図られた。水質検査も、自己検査体制への移行により各項目とも迅速に検査結果が得られるようになった。 運転管理体制の変更 効率化 黒埼浄水場を廃止した。 非常時の体制の強化 新潟市と旧黒埼町では事業規模が20倍の差があるため、合併後はスケールメリットを生かして新潟市の体制で非常時の対応が可能となった。</p>
経営・財政	<p>財政基盤の強化 (旧黒埼町上水道に関してメリット) 建設投資の合理化によるコスト縮減 更新の時期を迎えていた黒埼浄水場を廃止し、新潟市からの直送とすることにより、黒埼浄水場更新のためのコストを縮減した。 組織体制の合理化によるコスト縮減 黒埼浄水場の廃止、水道関連部署の統合によりコストを縮減。</p>
水道サービス	<p>水道料金の抑制又は格差是正 水道料金は新潟市の制度に統一した。ただし、旧黒埼町の利用者で料金が高くなる場合は、合併年度とそれに続く3ヵ年度は段階的不均一料金を適用した。 安定給水の確保(断水事故の減少) 黒埼浄水場廃止後は、減断水は皆無となっている。 非常時の給水体制の確保 (危機管理体制の強化、応急給水体制の強化)</p>

注) ○:効果があった項目、△:今後期待される項目

資料1 - 2 . 静岡市の事例（静岡市と清水市の新設合併）

(1) 合併の経緯

- 静岡県央に隣接して位置する静岡市と清水市は、市民生活、経済活動などでは、近年、市域を越えた一体的な交流、連携が行なわれてきた。このような中で、静岡、清水の両市は、4 ヶ年にわたる合併の協議を重ね、さらなる将来への飛躍、発展を期するために合併を選択した。新市では、政令指定都市へのできる限り速やかな移行と、都市機能の整備充実に努めるとともに、周辺市町村との連携を視野に入れた新しいまちづくりに取り組むこととしている。
- 住民からの直接請求制度である住民発議に基づき、両市の議会の議決を経て、平成10年4月1日に静岡市・清水市合併協議会が設置された。以来、4年間の協議を重ね、平成14年3月20日、第29回合併協議会において、合併を「是」とする決定をした。平成15年4月1日に、新「静岡市」となった。

(2) 水道事業の統合形態

- 旧静岡市上水道と旧清水市上水道を事業統合する形態で、平成15年4月に創設認可を取得した。
- 同時に、旧静岡市の公営簡易水道2事業と、旧清水市の公営簡易水道2事業を新市の上水道に事業統合した。
- ただし、当面の事業運営は旧静岡市と旧清水市の給水区域別を実施しており、新市における水道事業の基本計画を策定した後に本格的に事業統合に取り組むこととしている。また、水道料金も旧市のままとしている。

(3) 事業統合の経過

- 水道関連部署の統合により管理部門の合理化を進め、コストの縮減を図った。
- 水道料金は、当分の間は旧市の料金のとおりとし、新市における水道事業計画を速やかに策定し、新市の料金体系を検討するとしている。

付表1 - 8 . 合併前後の給水状況、職員数、料金（静岡市）

水道事業	合併前		合併後	
	静岡市 上水道 1 簡易水道 25	清水市 上水道 1 簡易水道 2	静岡市 上水道 1 簡易水道 24	
《上水道》 給水人口(人)	435,772 (H14)	233,106 (H14)	668,878 (H14 合算)	
《上水道》 給水量(千 m ³ /年)	57,298 (H14)	34,261 (H14)	91,559 (H14 合算)	
職員数 (人)	総数	170	68	232
	技術職	97	45	135
水道料金	上水:付表 1-10 簡水:付表 1-11	付表 1-12	旧市の料金体系	

付表1 - 9 . 事業統合の範囲・水道料金の決定に至る経過 (静岡市)

年月	協議の場	内容(議題・決定事項等)
H13.8	第23回 合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> 『上水道事業については、合併後当分の間現行のとおりとし、新市における水道事業計画を速やかに策定し、新市の料金体系を検討するものとする。』というすり合わせ方針案が提案され原案どおり決定した。 水道事業としての事業統合の範囲については、特段決定を要するほどのことではなく、当然全範囲に及ぶものとして理解していた。

付表1 - 10 . 一般用の水道料金 1ヵ月 (旧静岡市、上水道)

メーター 口径	基本料金	従量料金(使用水量 1m ³ につき)					
		10 まで	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 500	501 以上
13mm	410 円	64 円	115 円	153 円	178 円	197 円	210 円
20mm	410 円						
25mm	660 円						
40mm	2,060 円						
50mm	3,050 円						
75mm	7,630 円						
100mm	12,990 円						
150mm	28,420 円						

付表1 - 11 . 一般用の水道料金 1ヵ月 (旧静岡市、簡易水道)

メーター 口径	基本料金	従量料金(使用水量 1m ³ につき)					
		10 まで	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 500	501 以上
13mm	400 円	64 円	115 円	153 円	178 円	197 円	210 円
20mm	400 円						
25mm	650 円						
40mm	2,050 円						
50mm	3,040 円						
75mm	7,620 円						
100mm	12,980 円						
150mm	28,410 円						

付表1 - 12 . 一般用の水道料金 1ヵ月 (旧清水市)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)				
	水量	料金	11 ~ 20	21 ~ 50	51 ~ 100	101 ~ 500	501 以上
家事用	10m ³	650 円	110 円	130 円	150 円	175 円	200 円
業務用	10m ³	720 円	130 円	155 円	180 円	210 円	235 円
大口口径施設特別使用料金			40mm:2,400 円、50mm:6,000 円、75mm:12,100 円 100mm:24,400 円、150mm:42,700 円、200mm:79,400 円				

(4) 課題及び対応

- 事業統合する上水道2事業について、料金格差の解消が問題となっている。そのため、新市水道事業の基本計画策定、財政計画作成、経営審議会設置及び審議を経て、統一料金案を議会へ上程する予定である。
- 市町村建設計画では、『快適生活環境の実現のため、新市における良質な水道水の安定的な給水体制の確立のため、上水道施設の整備を推進する。』としており、付表1-13の事業を計画している。

付表1 - 13 . 市町村建設計画 (静岡市)

事業名	事業概要	概算事業費	実施予定年度
上水道整備	生活用水の安定供給のための上水道の整備 取水場、配水場、浄水場急速ろ過施設、自家発電設備、管網等の整備	20,000 百万円	H15 ~ H24

(5) 事業統合によるメリット

- 規模の大きな事業どうしの統合であり、管理体制の一層の強化が期待できる。
- 旧清水市は、水源(表流水)が冬季の渇水期において、やや不安定であったが、地下水が豊富な旧静岡市の施設からの送水ルートを整備するなど配水計画の見直しにより、渇水の不安の解消及び合理的な水運用が期待できる。

付表1 - 14 . 事業統合のメリット (静岡市)

区分	事業統合のメリット
水需給	<p>地域間の水需給の不均衡の解消 旧清水市は、やや水源(表流水)が不安定で、昭和 60 年以降 2 回渇水を経験している。一方、旧静岡市は地下水が豊富である。合併により、送水ルート整備に着手することによって渇水の不安が解消される見込みである。</p> <p>水資源の開発や利水の合理化 配水計画を 1 つの市として見直すことにより、スクラップビルトされ、また、その維持管理の一元化も可能となることから、合理的な水運用が期待できる。</p> <p>複数水源による供給安定性の向上 旧静岡市は安倍川水系、旧清水市は興津川水系であり、多水源化という点では危機管理対策上期待できる。</p>
施設	<p>合理的な施設整備の実施 配水計画の見直しの中で、施設の適正配置に基づく施設更新が可能となる。また、経年管についても、計画的な布設替が進むと思われる。</p> <p>施設整備レベルの平準化 旧市域にまたがる施設の合併運用により、老朽施設更新の合理化が図られる。</p>
維持管理	<p>専門技術者の確保 増員はないが、多くの人員による集中的・効果的分散管理が期待される。</p> <p>技術力の向上 水質管理体制の強化 検査機器の相互利用を図ることにより、水質管理体制の強化が期待される。</p> <p>維持管理体制の強化 繁忙期には、相互応援を図ることにより、維持管理体制の強化が期待される。</p> <p>運転管理体制の効率化 小規模管理を統合(集中管理)することによる経費削減、人員の効果的な配置が可能となる。</p> <p>非常時の体制の強化 被災状況により、相互応援を図ることができ、非常時には幅広い対応が期待される。</p>
経営・財政	<p>財政基盤の強化 市域拡大に伴い、効率的な運営が可能となり、健全な経営を図ることにより、財政基盤の強化が期待される。</p> <p>建設投資の合理化によるコスト縮減 組織体制の合理化によるコスト縮減 部の取りまとめ課の職員数は、約 3 割削減されたので、この点では効果があった。今後も民間への業務委託化を促進するとともに、電算化による事務の効率化を図り、組織体制の合理化によるコスト縮減が期待される。</p>
水道サービス	<p>水道未普及地域の解消(縮小) 現給水区域に近接する未普及地域については、合併による水源水量の安定化、管理の効率化等の向上により、区域拡張の可能性が大きくなる。</p> <p>水道料金の抑制又は格差是正 料金の徴収方法の統一 安定給水の確保 非常時の給水体制の確保 双方の水準の高い方に合わせた実施が期待できる。</p>

注) ○:効果があった項目、△:今後期待される項目

資料1 - 3 . 東かがわ市の事例（引田町、白鳥町、大内町の新設合併）

(1)合併の経緯

- 引田町、白鳥町、大内町の3町は、地理的、歴史的な面において、また、経済、文化、生活の面で古くから深い結びつきを有しており、近年ではモータリゼーションの発展とともに3町の地域は住民の生活圏として一体化していた。
 一方、明石海峡大橋の開通並びに四国横断自動車道の延伸により香川県の東の玄関都市として京阪神地域をも視野に入れた新たなまちづくりへの取り組みが急務であった。また、県下でも高齢化率が高く、今後ますます進行すると予想される少子高齢化への対応、さらには地方分権の担い手として複雑高度化していく住民ニーズにも対応するため、行財政基盤の充実強化を図り、21世紀の時代にふさわしい地域経営を推進することが重要課題であった。これらの課題に対処するために、3町が対等の立場に立って合併を実施し、適正な規模と行財政能力を持った自治体を築くとともに、市制を施行し、香川の東の中核都市形成を目指すこととした。
- 平成11年9月に引田町、白鳥町、大内町合併研究会が発足し、平成12年4月の法定協議会の設置及び平成15年度合併を目標に掲げて、3町合併の調査研究を行った。平成12年4月に法定の合併協議会が設置され、平成13年4月まで都合12回の協議会を経て平成13年5月30日に合併協定の調印が行われ、「東かがわ市」となった。

(2)水道事業の統合形態

- 旧引田町上水道、旧白鳥町上水道、旧大内町上水道の3事業を事業統合する形態で、平成15年4月に創設認可を取得した。

(3)事業統合の経過

- 上下水道部署に再編(水道課:上水道工務、上水道庶務、下水道の3グループ)し、管理部門の合理化を進め、コストの縮減を図った。
- 水道料金及び各種の事務手数料を合併時に統一している。水道料金は、3町の間程度の新料金を設定した。

付表1 - 15 . 合併前後の給水状況、職員数、料金（東かがわ市）

水道事業	合併前			合併後
	引田町上水道	白鳥町上水道	大内町上水道	東かがわ市上水道
給水人口(人)	8,883 (H13)	1,2233 (H13)	16,535 (H13)	37,254 (H14)
給水量(千 m ³ /年)	1,466 (H13)	1,989 (H13)	2,364 (H13)	6,315 (H14)
職員数(人)	3	6	4	10
水道料金	付表 1-17	付表 1-18	付表 1-19	付表 1-20

付表1 - 16 . 事業統合の範囲・水道料金の決定に至る経過 (東かがわ市)

年月	協議の場	内容(議題・決定事項等)
H12.4 ~ H15.3	上下水道専門部会	<ul style="list-style-type: none"> • 水道事業の取扱いについて検討した。 1)業務の総合調整企画に関する事務 2)水道料金の改定について 3)広告宣伝に関すること 4)資産の管理に関する事務 5)文書及び公印の管理に関すること 6)業務統計に関すること 7)契約に関する事務 8)出納その他会計事務に関する事務 9)予算・決算に関する事務 10)助成金について 11)水道水の供給に関すること 12)水道施設の維持管理に関すること 13)水道施設の設計及び工事施工に関すること 14)給水装置に関すること 15)給水記録の管理、報告に関すること 16)貯蔵品の管理に関すること 17)3地区の1ブロック化について 18)東かがわ市指定給水装置工事事業者規程 19)水道施設集中監視システムについて 20)上水道給水装置施行要領 21)非常時の水道給水等の取扱い
H12.10.26 H12.11.27	第7回合併協議会 第8回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 水道給水区域については、現行のとおりとする。 • 水道使用料、新規加入金等及びメーター使用料については、合併時に統一し、検針及び徴収については、毎月実施する。 • 給水装置工事等の検査手数料は、合併時に統一する。 • 指定給水装置工事事業者登録手数料については、現行のとおりとする。(現行で同額)
H14.3.28	第15回合併協議会	<ul style="list-style-type: none"> • 検針、口座振替について、決定した。 • 水道事業(水道使用料等、用途区分)について、決定した。

付表1 - 17 . 一般用の水道料金 1ヵ月 (旧引田町)

用途	使用水量		金額	用途	使用水量		金額
家庭用	8m ³ まで		600円	営業用	8m ³ まで		600円
	9m ³ ~10m ³	1m ³ につき	75円		9m ³ ~10m ³	1m ³ につき	75円
	11m ³ ~15m ³		115円		11m ³ ~20m ³		140円
	16m ³ 以上		140円		21m ³ 以上		170円
工業用	100m ³ まで	1m ³ につき	85円	団 体 用	100m ³ まで	1m ³ につき	75円
	101m ³ ~200m ³		115円		101m ³ ~200m ³		90円
	201m ³ 以上		150円		201m ³ 以上		110円

付表1 - 18 . 一般用の水道料金 1 ヶ月 (旧白鳥町)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)	
	水量(m ³)	金額(円)	水量(m ³)	金額(円)
家庭用	10	1,200	10m ³ をこえ 20m ³ まで	150
			20m ³ をこえ 30m ³ まで	160
			30m ³ をこえ 50m ³ まで	170
			50m ³ をこえるもの	180
一般用	10	1,500	10m ³ をこえ 20m ³ まで	170
			20m ³ をこえ 100m ³ まで	180
			100m ³ をこえるもの	185
工業用	4,000	420,000	4,000m ³ をこえるもの	115
	200	22,500	200m ³ をこえるもの	125
官公庁用	50	6,000	50m ³ をこえ 1,000m ³ まで	130
			1,000m ³ をこえるもの	140

付表1 - 19 . 一般用の水道料金 1 ヶ月 (旧大内町)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)	
	基本水量(m ³)	基本料金(円)	超過水量(m ³)	超過料金(円)
一般用	10	950	11 ~ 20	110
			21 ~ 30	120
			31 ~ 50	130
			51 ~	140
学校 保育所用	50	5,500	51 ~ 100	150
			101 ~ 200	160
			201 ~	170
営業用	10	1,450	11 ~ 20	150
			21 ~ 30	160
			31 ~ 50	170
			51 ~	180

付表1 - 20 . 一般用の水道料金 1 ヶ月 (東かがわ市)

用途	基本料金		超過料金(1m ³ につき)	
	水量(m ³)	金額(円)	水量(m ³)	金額(円)
家庭用	5	500	5m ³ を超え 10m ³ までの分	100
			10m ³ を超え 20m ³ までの分	110
			20m ³ を超え 30m ³ までの分	120
			30m ³ を超え 50m ³ までの分	130
			50m ³ を超える分	140
営業用	20	2,000	20m ³ を超え 50m ³ までの分	170
			50m ³ を超える分	180
	300	30,000	300m ³ を超える分	150
工業用	300	30,000	300m ³ を超える分	135
	5,000	500,000	5,000m ³ を超える分	125
事務所用	10	1,000	10m ³ を超える分	150
官公庁用	50	6,000	50m ³ を超え 1,000m ³ までの分	150
			1,000m ³ を超える分	160

(4) 課題及び対応

- 事業統合する上水道 3 事業について、料金格差の解消が問題となったので、合併時に料金を統一した。
- 維持管理に関しては、当面は地区ごとに管理するが、将来的に3地区の1ブロック化、水道施設集中監視システムの導入等を検討する。
- 香川県と連携してダム開発等の促進を図り、水源確保に努める。
- 市町村建設計画では、『上水道については、3 町で実施している給水事業を統合するとともに、未給水地域の解消に努めます。また、湊川水系ダム(仮称:白鳥ダム)の建設や県営水道の第二次拡張事業の促進を図り、安定的な給水事業を展開します。』としており、付表 1-21 の事業を計画している。

付表 1 - 21 . 市町村建設計画 (東かがわ市)

主要施策	主要事業	事業概要
上水道整備	湊川総合開発事業(香川県)	仮称白鳥ダム建設事業
	広域的水道整備事業(香川県)	県営水道の新市への供給
	未給水地域解消事業	上水道未普及地域の解消を図る。
	渇水対策予備水源整備事業	渇水対策として、予備水源のポンプ施設を整備する。

(5) 事業統合によるメリット

- 上下水道部署に再編し、管理部門の合理化を進め、コストの縮減を図った。
- 新たに、技術職員による水道工務グループが組織されたことにより、管理体制の強化が期待できる。また、将来は3地区を1ブロック化して、集中監視する計画である。
- 3事業を統合することにより、ダム開発や県営水道の拡張に伴う受水など、水源確保のための施策を合理的に、スムーズに進められると期待している。

付表1 - 22. 事業統合のメリット (東かがわ市)

区分	事業統合のメリット
水需給	<p>地域間の水需給の不均衡の解消 今後配水管により接続する予定である。 水資源の開発や利水の合理化 ダム開発の計画がスムーズに執行される。 複数水源による供給安定性の向上</p>
施設	<p>合理的な施設整備の実施(浄水施設) 施設整備レベルの平準化 将来、新庁舎建設のタイミングを図って、テレメーターを介して集中監視する。</p>
維持管理	<p>専門技術者の確保・増員 技術力の向上 水質管理体制の強化 維持管理体制の強化 工務グループとして組織されており、専門分野に取り組める。 運転管理体制の効率化 非常時の体制の強化 現在は、旧町単位で運転しているが、将来は一本化の予定。</p>
経営・財政	<p>財政基盤の強化 建設投資の合理化によるコスト縮減 組織体制の合理化によるコスト縮減 高普及率化を迎え、将来にわたり安定した供給体制を確立できる。</p>
水道サービス	<p>水道未普及地域の解消(縮小) 未普及地域については、解消していく方針である。 水道料金の抑制又は格差是正 料金の徴収方法の統一 安定給水の確保(漏水事故の減少) 非常時の給水体制の確保(幹線管路のループ化) 旧町の幹線を接続することにより、ループ化を図る。</p>

注) :効果があった項目、 :今後期待される項目

資料 - 2 . 合併市町村へのアンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の内容

- 平成元年度から平成 15 年 5 月までに合併した 28 市町(合併市町数は 34 市町)を対象に、「市町村合併による効果についてのアンケート調査」を実施した。

【調査事項】

- ア) 合併前後の水道事業の状況・経緯
- イ) 合併に伴う水道事業統合によるメリット
- ウ) 合併に伴い発生した問題点及び対処方法
- エ) 水道事業を統合しなかった場合の理由

(2) 事業統合によるメリット

- 市町村合併に伴う水道事業統合のメリットとして、以下の項目が多くあげられていた。(付表 2-1 参照)
- ア) 技術力の向上...技術職員の確保、職員数増、
上水道職員が簡易水道職員を併任
- イ) 維持管理体制の強化...集中監視、事務効率化、相互応援
- ウ) 非常時の体制の強化...応急給水体制の強化、バックアップ体制の強化
- エ) 組織体制の合理化によるコスト縮減...組織体制の見直し、
管理職・一般事務職の削減、浄水施設の集約
- 一方、水資源の開発や利水の合理化、建設投資の合理化によるコスト縮減をメリットとあげている事業体は少なかった。

付表2 - 1 . 水道事業統合のメリット

事業統合によるメリット		少 ← → 多	
1.水需給面	地域間の水需給の不均衡の解消		
	水資源の開発や利水の合理化		
	複数水源による供給安定性の向上		
2.施設面	施設の更新、機能向上事業の合理的な実施 (浄水施設、送配水施設)		
	施設整備レベルの平準化 (老朽化施設の更新、耐震化)		
3.維持管理面	技術基盤の向上	専門技術者の確保・増員	
		技術力の向上	
	管理体制の効率化・強化	水質管理体制	
		維持管理体制	
		運転管理体制	
事故等非常時体制			
4.経営財政面	財政基盤の強化		
	コスト縮減	建設投資の合理化	
		組織体制の合理化	
5.給水サービス	水道未普及地域の解消(縮小)		
	給水サービスの平準化	水道料金の抑制又は格差是正	
		料金の徴収方法の統一	
		安定給水の確保 (断水・漏水事故の減少)	
非常時の給水体制の確保 (応急給水体制の強化、幹線管路のループ化)			

水需給面

- 水需要面についての事業統合のメリットには、付表 2-2 のような事例がある。

付表 2 - 2 . 水道事業統合のメリット(水需給面の事例)

地域間の水需給の不均衡の解消	
熊本市	● 水運用を広域的に行えるようになり、各地域の水需要の現状に対応できるようになった。
盛岡市	● 旧都南村は、水源をほとんど地下水に依存しており、盛岡市のベッドタウン化による人口増により使用量の増大に苦慮していた。一方、盛岡市は新浄水場の建設にも着手しており、水源的には余裕があったことから、合併により不均衡が解消された。
ひたちなか市	● 地域間格差が是正された。 (接続管により、水需要期の地区間バランスを図った。)
静岡市	旧清水市は、やや水源(表流水)が不安定で、昭和 60 年以降 2 回濁水を経験している。一方、旧静岡市は地下水が豊富である。合併により、送水ルート整備に着手することによって、濁水の不安が解消される見込みである。
東かがわ市	今後、配水管により各配水区を接続する予定である。
水資源の開発や利水の合理化	
熊本市	● 合併した 4 町の水源は地下水で、小規模の井戸を使用していたが、水質基準の強化などで、浄水処理施設の必要な水源井があった。合併により、施設の統合や水融通管路の布設により、他の配水区からの補給ができるようになり、井戸の廃止が可能となった。
北上市	老朽化した浄水施設の早期更新だけでなく、他の施設(水資源)の活用によって、更新費用の削減が図られる。
盛岡市	● 築川ダムに各々の市村が利水参加していたが、合併したことにより総合的に水資源開発を計画することができた。
新潟市	● 新潟市が有する施設能力で合併後も対応可能と判断して、黒埼浄水場(旧黒埼町)を廃止した。
静岡市	配水計画を 1 つの市として見直すことによって、スクラップビルトされ、また、その維持管理の一元化も可能となることから、合理的な水運用が期待できる。
東かがわ市	市町村合併したことにより、ダム開発の計画がスムーズに執行される。
複数水源による供給安定性の向上	
熊本市	● 合併により、施設の統合や水融通管路の布設により、他の配水区からの補給ができるようになり、井戸の廃止が可能となった。
北上市	● 配水連絡管の整備によって、水源事故による減断水が極力回避できるようになった。
ひたちなか市	● 複数水源(表流水、地下水、県広域用水)の確保で、安定給水ができた。
静岡市	旧静岡市は安倍川水系、旧清水市は興津川水系であり、多水源化という点では危機管理対策上期待できる。

注) ○ : 効果があった項目、△ : 今後期待される項目

施設面

- 施設面についての事業統合のメリットには、付表 2-3 のような事例がある。

付表 2 - 3 . 水道事業統合のメリット(施設面の事例)

施設の更新、機能向上事業の合理的な実施	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併した 4 つの町には、小規模施設が点在していたため、配水管の連絡や水融通管路の布設により、施設の統廃合が可能となり、合理的な施設の更新を行っている。
北上市	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 12 年度までに石綿セメント管更新を完了した。石綿セメント管の延長の多い地区を重点的に更新することができた。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 市内を幹線でループ化し、災害時にも応援ができるように全体計画を見直した。また、施設についても統合・廃止・布設替え等により効率的な運用が図られた。 ● 旧市村の配水管の末端を接続することにより、水圧低下地区の解消等が図られた。
ひたちなか市	電気設備更新に伴い、受変電設備及び各機器の中央監視制御設備による集約監視の拡充が図られる。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ● 黒埼町に残存する石綿セメント管の更新を合併後、最優先に実施している(平成 16 年度で更新完了見込み)。 ● 新潟市からの配水管幹線整備により黒埼浄水場を廃止した。
潮来市	<ul style="list-style-type: none"> ● 潮来町大塚野の配水施設が老朽化のため使用できない状態であった。牛堀町との合併で、茂木浄水場から配水できるメリットがあった。
静岡市	配水計画の見直しで、施設の適正配置に基づく施設更新が可能となる。経年管についても、計画的布設替が進むと思われる。
東かがわ市	将来、新庁舎建設のタイミングを図って、TM を介して集中監視する。
宗像市	旧玄海町の施設更新について、旧宗像市と同様に更新を実施できるようになることが期待される。
施設整備レベルの平準化	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併前は、5 つの自治体に分かれていたため、設備の仕様等が統一されていなかった。小規模施設の統廃合や更新を行うに当たり、熊本市と同等の仕様に変更している。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧都南村の配水管は VP 管が多かったが、その布設替えにより耐震化と更新が図られた。 ● 配水池の新設及、遮断弁の設置及び計装設備の設置等により、耐震化と施設の安全性の向上が図られ、盛岡市と施設整備レベルの平準化が図られた。
ひたちなか市	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併後、最優先事業として取り組んだ老朽管更新事業、安全対策事業によりレベルの平準化が飛躍的に図られた。
新潟市	新潟市では配水管については積極的に耐震管を採用しており、合併後は黒埼地区にも同様に耐震管を採用している。
静岡市	旧市域にまたがる施設の合併運用により、老朽施設更新の合理化が図られる。
宗像市	旧玄海町では、財源不足、人員不足から、施設の更新以前の問題として維持管理が不十分な面があったが、合併により、専門職員が配置されたことにより、老朽施設の更新や適正な維持管理が期待される。

注) ○ : 効果があった項目、△ : 今後期待される項目

維持管理面

- 維持管理面についての事業統合のメリットには、付表 2-4 のような事例がある。

付表 2 - 4 (1) . 水道事業統合のメリット(維持管理面の事例)

技術基盤の向上	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併した 4 つの町には、技術職の職員が少なかったため、合併したことで専門技術者が確保できた。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 盛岡市との合併により、専門技術者による維持管理が可能となった。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門職員の確保、職員数の増
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道職員が簡易水道職員を併任し、上水道の技術力の移転が図られた。
静岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 効率的な業務の仕分けが可能となる。 ● 増員はないが、多くの人員による集中的・効果的分散管理が期待される。
東かがわ市	<ul style="list-style-type: none"> ● 工務グループとして組織されており、専門分野に取り組める。
宗像市	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧玄海町には実務技術者が配置されていなかったが、旧宗像市より技術者が配置されて、専門技術者による維持管理となり技術力は向上した。
管理体制の効率化・強化 (1/2)	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質管理: 県保健所に依頼していた水質検査が、独自にできる。 ● 維持管理: 業務が細分化され、人員が確保されることで、維持管理体制が整備された。特に、修理等の緊急時の体制が確立でき、迅速な対応が可能となった。 ● 運転管理: 各施設を集中制御している管理センターのなかで、旧 4 町の施設にも自動通報設備を設置することで管理体制の充実が図られた。 ● 非常時: 台風などの自然災害による突発的な断水事故に対し、応急給水などの災害時の体制が、合併により確立できた。
北上市	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質管理: 外部委託していた水質検査が、自己検査となり、よりきめ細かな水質管理ができるようになった。 ● 維持管理: 1 ヶ所の浄水場で集中監視ができるようになったため、効率がよくなった。 ● 非常時: 旧市町村間の連絡管整備により、非常時の水系切替えが可能となった。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質管理: 合併前の都南村においては、水質検査は委託していたが、盛岡市との合併により自己検査体制となった。 ● 維持管理・運転管理・非常時: 盛岡市との合併により、24 時間体制が可能となった。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ● 水質管理: 自己検査体制への移行により、各項目とも迅速に検査結果が得られるようになった。 ● 維持管理: 専門職員の確保、職員数の増。 ● 運転管理: 浄水場を廃止した。 ● 非常時: 合併後はスケールメリットを生かして、新潟市の体制で非常時の対応が可能となっている。
さぬき市	<ul style="list-style-type: none"> ● 運転管理: 平成 14 年度に、各施設の運転管理のための監視システムを導入し、運転管理の効率化ができた。
南部町	<ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理: 2 町が合併したことにより、事務(物品の購入、工事の支払い等の事務処理)の効率化が図られた。
廿日市市	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常時: 上水道職員による簡易水道事業への支援体制が整った。

注) ○: 効果があった項目、△: 今後期待される項目

付表2 - 4(2) . 水道事業統合のメリット(維持管理面の事例)

管理体制の効率化・強化 (2/2)	
山県市	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理・非常時: 合併により市単位の人員になり、規模(人数)が大きくなり、管理体制、非常時の体制が強化できた。
静岡市	<p>水質管理: 検査機器の相互利用を図ることにより、水質管理体制の強化が期待される。</p> <p>維持管理: 繁忙期には、相互応援を図ることにより、維持管理体制の強化が期待される。</p> <p>運転管理: 小規模管理を統合(集中管理)することによる経費削減、人員の効果的な配置が可能となる。</p> <p>非常時: 被災状況により、相互応援を図ることができ、非常時には幅広い対応が期待される。</p>
東かがわ市	<p>維持管理: 工務グループとして組織されており、専門分野に取り組める。</p> <p>運転管理・非常時: 現在は、旧町単位で運転しているが、将来は一本化する予定である。</p>
宗像市	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理: 旧宗像市では、緊急工事中修理資材を保有しており、漏水が発生した場合、管工事協同組合が24時間体制で対応していたが、旧玄海町では、修理用資材は不十分であり、漏水発生時は指定工事店数社で対応していた。合併により、旧玄海町では、旧宗像市なみの漏水修理等緊急時の体制が確立された。 運転管理: 集中管理を行うため、人員の削減が期待される。 非常時: 広域断水等が発生した場合は、旧玄海町では、人員が少ないため他部署からの応援を求めていたが、合併により、ある程度の規模まで部署内の人員で対応できることとなった。また、広報車・緊急用給水タンク等についても、旧宗像市分と併せて使用することが可能となった。

注) :効果があった項目、 :今後期待される項目

経営財政面

- 経営財政面についての事業統合のメリットには、付表 2-5 のような事例がある。

付表 2 - 5 . 水道事業統合のメリット(経営財政面の事例)

財政基盤の強化	
熊本市	● 合併により、財政規模が大きくなったことで、経営の安定化が図られた。
北上市	スケールメリットの効果により、事業費の大きなものに対しても、集中的に重点配分することができ、投資効果をより早く実現できる。
盛岡市	● 事業のスケールメリット
ひたちなか市	合併による事業、財政規模の拡大により効率性が高まり、長期的に基盤強化が期待できる。
山県市	● 予算規模が大きくなった、
静岡市	市域拡大に伴い、能率的な運営が可能となり、健全な経営を図ることにより、財政基盤の強化が期待される。
建設投資の合理化によるコスト縮減	
北上市	● 老朽管等集中している箇所への重点投資配分することによって、不明水等のコストを縮減できた。
盛岡市	緊急整備により複数の事業を一元化できたため、今後の施設更新整備においてコスト縮減が期待できる。
新潟市	● 更新の時期を迎えていた黒埼浄水場を廃止し、新潟市からの直送とすることにより、黒埼浄水場更新のためのコストを縮減した。
静岡市	今後も、水需要の的確な予測に基づいて計画性、合理性を有する設備投資・資産の適正維持などに十分な検討を加えることにより、投資効率の向上を図り、建設投資の合理化によるコスト縮減が期待される。
宗像市	合併後、旧玄海町では下水道事業がさらに推進されることになり、水道未普及地域からの要望があれば、下水道工事との共同施工により、拡張工事を実施する。
組織体制の合理化によるコスト縮減	
熊本市	● 組織再編により職員数が減少したことで、コスト縮減につながった。
北上市	● 職員数の減、管理職の減
盛岡市	合併に伴い、組織体制を見直すことで、より効率的な運営が可能となる。
新潟市	● 黒埼浄水場の廃止、水道関連部署の統合によりコストの縮減を図った。
さぬき市	● 管理職削減による人件費の減額
南部町	● 2 町が合併したことで、2 人いた課長が 1 人になり人件費が削減できた。
静岡市	● 部の取りまとめ課の職員数は、約 3 割削減されたので、この点では効果があった。 今後も民間への業務委託化を促進するとともに、電算化による事務の効率化を図り、組織体制の合理化によるコスト縮減が期待される。
宗像市	● 合併に伴う機構再編により、職員数 1 名減となったため、人件費が縮減された。また、電算システム、事務機器類、消耗品等の統一化、共有化を図ることができるため、今後、使用料や備品購入費等の費用削減が期待できる。

注) ○ :効果があった項目、 △ :今後期待される項目

給水サービス

- 給水サービスについての事業統合のメリットには、付表 2-6 のような事例がある。

付表 2 - 6 (1) . 水道事業統合のメリット(給水サービスの事例)

水道未普及地域の解消(縮小)	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● 未給水地区を經由して合併した地区へ水融通管路を布設し、未普及地区の解消を行った。 ● 合併前は行政区域が異なるため隣接する地区の施設を使用することができなかった未普及地区に対しては、合併により安定した財政基盤を背景に配水管布設が可能となり解消することができた。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 供給の安定化により、専用水道の統合や水道未普及地域の解消が図られた。
静岡市	<p>現給水区域に近接する未普及地域については、合併による水源水量の安定化、管理の効率化等の向上により、区域拡張の可能性が大きくなる。</p>
水道料金の抑制又は格差是正	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併により料金が統一され、格差がなくなった。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧都南村は、盛岡市に比較して水道料金が高かったが、合併後、水道料金の安い盛岡市の料金体系に合わせることで、格差是正が図られた。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併直後は、旧黒埼町の一般家庭については、料金が下がった世帯が多かった。
さぬき市	<ul style="list-style-type: none"> ● 合併前は、旧 5 町内で最高と最低では 1.5 倍(1 ヶ月 20m³ 使用)の格差があったが、合併時に 5 町の平均単価に料金を統一した。
宗像市	<p>現在、別体系となっている旧市町の料金体系については、平成 17 年度に統一することになっているため、使用料の格差是正が期待される。</p>
料金の徴収方法の統一	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● サービス格差が解消された。業務の平準化、OA 化により、職員の事務負担が軽減された。
北上市	<ul style="list-style-type: none"> ● 旧市町村内金融機関全てでの収納取扱いが可能となった。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 毎月検針毎月徴収を行っていた地区を、隔月検針隔月徴収へ合わせることで、コスト削減が図られた。
ひたちなか市	<ul style="list-style-type: none"> ● 処理件数の多い勝田市の処理システムに統一した。料金の徴収方法は、勝田市の例により、公社へ委託継続した。
静岡市	<p>旧静岡市は法人委託、旧清水市は職員で対応。休日や夜間訪問による徴収は、人件費削減の面から、法人化に統一すれば効果が見込まれる。</p>
安定給水の確保	
熊本市	<ul style="list-style-type: none"> ● 水融通管路の整備、配水管の布設替や施設の更新により、事故苦情が減少した。
北上市	<ul style="list-style-type: none"> ● 非常時の水系切替えが可能となった。
盛岡市	<ul style="list-style-type: none"> ● 漏水調査の充実及び老朽管の布設替等により未然に事故の防止を図ることにより、安定した給水の確保に努めている。
新潟市	<ul style="list-style-type: none"> ● 黒埼浄水場廃止後は、減断水は皆無となっている。
静岡市	<p>維持管理水準或いは、サービス水準の高い方に合わせることになるので効果が期待される。</p>

注) ○ : 効果があった項目、△ : 今後期待される項目

付表2 - 6(2). 水道事業統合のメリット(給水サービスの事例)

非常時の給水体制の確保	
熊本市	● 職員数が増加したことから、緊急時の人員の確保ができ、応急給水用具を共有化することができた。また、施設の統廃合、更新時には耐震化に取り組んでいる。
北上市	● 非常時の水系切替えが可能となった。
盛岡市	● 応急給水体制の強化と応急給水資機材の充実により、より迅速な対応が可能となった。また、配水幹線のループ化や施設の耐震化により、安定した供給が可能となった。
篠山市	● 近隣市町との応急給水体制が図られた。
新潟市	● 新潟市と黒埼町では事業規模が20倍の差があるため、合併後はスケールメリットを生かして新潟市の体制で非常時の対応が可能となっている。
廿日市市	● 上水道職員併任による応急給水体制が整った。
静岡市	● 双方の高い方に合わせた実施が期待できる。
東かがわ市	● 旧町の幹線を接続することにより、ループ化を図る。

注) ○ : 効果があった項目、△ : 今後期待される項目

(3) 合併後の水道料金

- 市町村合併に伴って、水道料金の取扱いが大きな問題となる。
- 合併後の水道料金は、大規模な水道事業に中小規模の水道事業が統合される場合は、大規模水道事業の料金体系に従うが、類似規模の合併の場合は、合併直後は水道料金を別体系としている場合が多い。(付表2-7参照)

[大規模な水道事業に中小規模の水道事業が統合される場合]

- 新潟市と黒埼町の合併では、新潟市の制度に統一しているが、合併時に黒埼町の使用者のうち、料金が高くなる者で別に定める者は、合併年度とそれに続く3ヶ年度は緩和措置を講じた。

[類似規模の合併の場合]

- 潮来市の例では、合併年度は現行どおりの料金とし、翌年度以降3年間を目途に調整するとの方針とし、合併協議会では調整方針のみを決定し、具体的調整は新市が実施するやり方を採用している。
- 篠山市の例では、水道料金は旧4町の中で一番安い篠山町の例によることとし、加入金については西紀町の例によっている。

付表2 - 7 . 合併後の水道料金

新市町村名	水道料金が区域内で統一料金				水道料金が区域により別料金	
	主要事業 を基準	新料金 を設定	料金の安い 事業を基準	緩和 措置	統一予定 (3～5年程度)	当面 継続
北上市						
水戸市						
盛岡市						
ひたちなか市						
鹿嶋市						
篠山市						
新潟市						
潮来市						
大船渡市						
さぬき市						
久米島町						
福山市						
南部町						
廿日市市						
加美町						
南アルプス市						
山県市						
静岡市						
呉市						
大島上島町						
東かがわ市						
新浜浜市						
宗像市						
周南市						
あさぎり町						
瑞穂市						

(4)合併に伴い発生した問題点及び対処方法

- 付表 2-8 に、合併に伴い発生した問題点及び対処方法を整理した結果を示す。

付表 2 - 8 . 合併に伴い発生した問題点及び対処方法

問題点	対処方法
<p>■ 水道料金格差 料金体系</p> <p>メーター使用料 加入金 料金の免除制度 開発者負担金(給水協力金)の徴収</p>	<p>合併時に料金を統一する場合と、旧料金のままで段階的に統一する場合がみられる。</p> <p>(統一する場合) 大規模事業者との統合の場合は、大規模事業者の料金体系に、類似規模の統合の場合は、最低料金又は中間料金で統一している。</p> <p>(統一しない場合) 2～5年を目途に、基本計画・財政計画を検討して、段階的に統一する。</p> <p>} 合併時に統一する。</p>
<p>■ 水道料金徴収事務 検針及び集金の事務委託、手数料 検針期間</p> <p>取扱金融機関</p>	<p>検針期間、手数料は合併時に統一している。業務委託については、当面現行どおりとしている。</p> <p>検針業務を直営と委託で行っていた場合には、当面は直営と委託を併用し、将来は委託に移行する方針としている。</p> <p>取りまとめ店を本局近くに変更</p>
<p>■ 事務手数料の格差</p>	<p>合併時に統一した事業者が多いが、格差が大きいため、3年を目途に段階的に統一するケースもみられる。</p>
<p>■ 維持管理方法 浄水場等の現場管理 効率的な維持管理体制の構築</p>	<p>専門技術者の配置 集中監視システムの導入</p>
<p>■ 事業統合に伴う経営の圧迫 不採算事業、老朽化施設の統合 補助事業後に統合</p>	<p>上水道と簡易水道の事業統合をしないケースが多い。</p> <p>簡易水道を将来的に上水道に統合することを前提として、施設整備が完了するまでの間、国庫補助及び一般会計からの補助を受ける。</p>

(5)事業統合の範囲決定に至る経過

- 付表2-9に、合併協議会等での水道統合を推進するための議題とその決定事項(例)を整理した結果を示す。合併協議会では、事業統合と水道料金のあり方を議題として審議され、その下部組織(上水道部会等)において、組織体制・各種事務の取扱い等の具体的な検討がなされている。

付表2 - 9 . 水道統合のための議題・決定事項

議 題	決定事項 (例)
<p>■ 水道事業の統合</p>	<p>(大規模事業体との統合) 旧町水道事業(上水道、簡易水道)を全部譲り受け、事業統合する。 老朽化した旧町浄水場の廃止等、事業統合までのスケジュールを策定。 旧町の簡易水道の経営を新市が引き継ぐが、上水道との統合は実施しない。(国庫補助の活用のため)</p> <p>(類似規模の統合) 合併時に、上水道と簡易水道を事業統合する。 水道会計は、合併時に統一する。 水道会計は統一するが、施設の統合はせずに、当面は現行のとおりとし、合併後に給水区域等の見直しを行う。 当面は別事業として経営し、数年後に同一の料金体系に統一するとともに、事業の統合を行う。 簡易水道は合併時に統合し、上水道との統合は当面行わない。</p>
<p>■ 水道料金 料金格差の是正 料金体系</p> <p>メーター使用料 加入金</p>	<p>料金体系を統一する。 大規模事業体が統合元の場合は、大規模事業体の料金体系に、類似規模の統合の場合は、最低料金又は中間料金で統一している。 料金体系は、当面現行のとおりとし、将来的に見直す計画とする。 メーター使用料、加入金等は合併時に統一。</p>
<p>■ 統合後の組織等 組織体制 業務分担、事務事業の扱い 給水条例、規程等</p>	<p>既存庁舎全てに水道部署(本局及び旧市町村庁舎に支所)を配置する 水道業務(料金徴収、各種事務)の一元化、電算システム等の統一をする。 事務手数料は、合併時に統一した事業体が多いが、格差が大きいため、数年を目途に段階的に統一するケースもみられる。</p>
<p>■ 水道料金徴収事務 検針及び集金の事務委託、 手数料 検針期間</p>	<p>検針期間、手数料は合併時に統一する。 業務委託については、当面現行どおりとする。 (当面は直営と委託を併用し、将来は委託に移行など)</p>

(6)事業統合をできない理由

- 上水道の事業統合ができない理由として、以下の理由があげられている。
 - 主要な水道の水源が不足している
 - 主要な水道の経営を圧迫する
(現状で不採算。水源確保・施設整備が必要。)
 - 主要な水道と同一料金にすることが難しい
- 簡易水道の事業統合ができない理由として、以下の理由があげられている。
 - 主要な水道から距離が離れている
(管路の接続ができない。一体的に維持管理できない。)
 - 主要な水道の経営を圧迫する
(現状で不採算。水源確保・施設整備が必要。老朽施設の更新が必要。)
 - 統合により上水道となり国庫補助対象外となる